

第8回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会会議録

1 会議名

第8回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会

2 開催日時

平成30年7月31日（火）午後1時30分～午後4時52分

3 開催場所

北杜市明野総合支所 2階 大会議室

4 出席者（敬称略）

出席委員

鎗野達男（市内に住所を有する者）

学正博次（市内に住所を有する者）

弘田由美子（市内に住所を有する者）

埴喜一郎（市内に住所を有する者）

渡部義明（市内に住所を有する者）

三浦剛（市内に住所を有する者）

長田富丈（市内に住所を有する者）

高尾康太（佐々木周代理、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

大友哲（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

相吉正一（市議会の議員）

加藤紀雄（市議会の議員）

志村清（市議会の議員）

井出一司（市議会の議員）

進藤正文（市議会の議員）

栗谷真吾（市議会の議員）

篠原充（学識経験者）

坂本清彦（学識経験者）

松平定之（学識経験者）

欠席委員

金丸正幸（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

松本真由美（学識経験者）

事務局

土屋裕（建設部長）

小尾民司（農業委員会事務局長）

小澤永和（産業観光部農政課長）

小泉雅人（生活環境部環境課長）
植松宏夫（建設部まちづくり推進課長）
日向武彦（生活環境部環境課新エネルギー推進担当）
吉田武（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
小林勝己（産業観光部林政課林政担当）
浅川和喜（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
鳥原弘達（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）

会議録署名委員

三浦剛
長田富丈

5 議事

提言（案）に対する検討について（継続）

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴人の数

24名 報道関係者 4社

8 内容

- 1) 開会
- 2) 委員長あいさつ
- 3) 議事
- 4) 閉会

（事務局） 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。進行はまちづくり推進課長の植松が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。本日は18名の委員にご出席いただきましたので、設置要綱第7条第3項の規定により会議は成立することをご報告いたします。また、本日は松本委員、金丸委員より欠席のご連絡をいただいております。事業者については、自然電力株式会社の佐々木委員の代理として、同社の高尾様にご出席をいただいております。

本委員会の公開については、第4回の会議において公開すると決定しておりますので公開とさせていただきます。

また、傍聴人ですが、本日の委員会の開催について事前に公表を行ったところ、24名の傍聴希望者がありましたのでご報告いたします。傍聴人の皆様には傍聴要綱を遵守されますようお願いいたします。

本日の報道関係者については、山梨日日新聞、八ヶ岳ジャーナル、東洋経済新報社、毎日新聞であります。報道関係者からは写真撮影、録画の申出がありました。これを許可してもよろしいでしょうか。

(一 同) 異議なし

(事務局) ありがとうございます。それでは報道関係者は事務局の指示に従い、議事に支障のないようお願いいたします。

それでは次第に従い進めてまいりたいと思います。なお、本日の会議の予定はあらかじめご通知に記載しましたように、概ね3時間といたしまして午後4時30分の終了の予定でありますのでご協力よろしくお願いいたします。

それでは、開会の言葉を坂本副委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(副委員長) こんにちは。また暑い日が戻ってまいりました。今日も外がだいぶ暑いのですけれども、皆さんお元気で何よりなのですが、水分補給をこまめにやっていただきながら、会のほうも進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、ただいまより第8回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を開催いたします。

(事務局) ありがとうございます。委員長よりあいさつをいただきます。篠原委員長お願いいたします。

(委員長) 改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中を第8回目の検討委員会にご出席をくださりましてありがとうございます。先ほど副委員長も仰いましたように、本日も大変暑い日となりましたが、北杜市は今観光シーズンの真っ只中でございます。ここ明野町におきましても、サンフラワーフェスが開催されておりまして、あちらこちらの会場ではひまわりの大輪が我が世とばかりに咲き誇っております。上から眺めてみますと、皆よくも同じ方を向いているものだなと感心をしてしまいました。

さて、今日の委員会については前回に引き続きまして、市民委員の提示くださいました条例化に基づく資料に従いまして、骨子案について検討、ご議論いただく場となろうかと思っております。内容については、法律に関連する内容となる訳でございます。どうか委員の皆様には法律に倣いまして議論を進めていっていただきたいと思います。ひまわりのごとく、同じ方向に照らし合わせてご議論いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。議事に入る前にお手元の資料の確認をお願いいたします。

まず、市民委員から提出されました資料ですが、「第7回検討委員会における市民委員提出の提言案に関する論点についての補足説明」と書かれた資料一式をお配りしてございます。

次に、検討委員会でもお配りさせていただきましたが、「太陽光発電設備確認状況一覧」でございます。FIT法の遵守事項であるフェンスや表示のないものを確認

した状況でございますが、6月末までに確認したものでございます。表示のなかったものが4月からの累計で314件、フェンス・表示のなかったものが105件でございました。この状況については国に情報提供を行っております。また、これらに対する指導等については国や県と連携・確認しながら進めてまいりたいと考えております。

また、別件ではございますが、前回の委員会の中で松平委員にも現地の確認をぜひお願いしたいとのご意見がありましたことから、本日の午前中に、委員の皆様が現地確認を行いました箇所についてはご確認いただきましたのでご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは議事に入ります。議長については、設置要綱第7条第2項の規定により委員長が議長となるとしております。篠原委員長、議長としての議事進行をお願いいたします。

(議長) それでは議長を務めさせていただきます。スムーズな進行ができますようご協力をお願い申し上げます。

まず会議録についてでございます。北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱第8条の規定によりまして、会議の会議録を作成しこれを公表することとなっております。会議録には会議で指名する者2名以上の署名が必要となっておりますので、会議録の署名には、本日は三浦委員と長田委員にお願いしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いたします。

なお、傍聴に関して再度お願い申し上げます。会議場所での発言や拍手等、会議の妨げとなるような行為があった場合は、退場していただくことがございますのでご注意をしていただきたいと思います。

それでは、前回から引き続き市民委員の資料の提言案に基づいて議題を進めていきたいと思っております。その前に、更に注意事項をお願いいたします。発電施設の個々の案件に関する非難や誹謗中傷等の発言は一切しないようお願いいたします。また、本日の議題がスムーズに進行しますよう、委員の皆様には発言はできる限り簡潔にお願い申し上げますとともに、議題とかけ離れた発言等については話の途中においても注意や抑止を促す場合があることをお伝え申し上げますのでくれぐれもご注意をいただきたいと思います。

議事の進め方については、前回からの継続ということでございます。お手元にございます提言案、前回お配りしたものと同一資料の各項目ごとに一つ一つ質問や意見の発言を求めてまいりたいと思っております。また個別の課題に対して何が課題で何ができるか、その場合法令等に問題がないかなどということについての議論が必要になってくるかと思っておりますので、そのような視点での議論をぜひお願いしたいと思います。

それでは、前回は資料の骨子案3ページ目の・・・

(委員A) 議題に入る前に、これまでの3項目目までの話なので、その説明を簡単にさせていただいた方が流れとしてはよろしいのではないだろうかと思うのですけれども。

(議長) この前までの？

(委員 A) 今日の資料で、前回の論点についての補足説明という資料をお渡ししているのですが、この分の説明を先にさせていただきますと、これが3項目目、4項目目までのお話なので、そのほうがよろしいかと思えますけれども。

(議長) これは前回の補足説明ということでよろしいですか。

(委員 A) そうです。

(議長) ということで資料が配られているのですが、後回しにできないのかなというところが…。今補足説明の資料の説明がありました、それでよろしいですか。

(一同) 異議なし

(議長) それでは、お手元にある資料1と書いてございますが、それについての補足説明を委員Aのほうからお願いいたします。

(委員 A) ありがとうございます。前回のお話に関してその時にいただいたご質問であるとか、そのあとの色々話し合い等によって、一部補足、若しくは訂正したい部分がありまして、ちょっとお時間をいただきます。

まず、対象設備に関して複数案件を一団とみなすと。どれくらいかということをはっきりしないというようなお話があったもので、これはFITの分割案件をどう判断するかということで文書にも書かれているのですけれども、それと基本同じで、同一事業者である、名義が違って共同性が疑われる場合、地権者が同じである場合、保守管理責任者が同一である場合、これは書かれているとおりなのですけれども一応この形で考えております。

それから、ソーラーシェアリングに関して前回お話があったときに、私が「それについては基本、農地なので考えていない」というようなお話をしてしまいましたが、その後、傍聴者の方からもご意見を頂いたり、色々お話を頂いたところ、私はソーラーシェアリングの実地を見ていなかったのですけれども、実際にやっているところがあって見たりしました。また、営農型発電設備の規定とか農水省の通達などを見て、やはりこれは全く入れないというのは違うのではないかとこのことを考えて市民委員でもまた話し合った結果、建築物と営農型についてちょっと私の発言が違いましたので訂正と説明をさせていただきます。

建築物に設置する場合は全く入れないとなると、経産省の発表が10kW以上全てを含んでいるので、そこに建築物を入れないとまず総量も把握できないということもあります。それから、発電設備としての安全性であるとか撤去・廃棄の問題に関しては全くないわけではないので、この部分については許可ではなくて今の要綱の中でも届出全てでされているので、基本的には届出として。反射光の影響等は一応あると考えられるので、地上設置型のように100mを目処とした説明ということではなくて、あくまでも隣接住民には説明は行っていただくと。反射光の影響がある場合ですね。そして反射光の影響については配慮してくださいよということと、あとは設備の安全管理、そして、処分費用の積立等が該当すると考えますので、この部分に関しては適用項目ということを分けてやるべきではないかと思いました。

そして、営農型については実際調べてみますと、高さが2 m以上ということが農水省のほうで定められておまして、なおかつ営農のためにできるだけ支柱が簡易なもので簡単に撤去できるものとかそういった問題があって、逆に飛散の問題というのがあるのではないかということが考えられるので、これについては基本的に地上設置型と同じ扱いというふうにしたいと思います。ただ、高さが地上設置型の場合は、私たちは1.5 m以下ということを考えているわけですが、農水省のほうで2 m以上と定められていますので、隣接地の離隔距離についてはその高さの3倍以上、住宅がある場合は高さの6倍以上ということで、この規定については別扱いとさせていただきたいと思います。

それから、何で10 kW以上なのかというお話がありましたので、これは書いてあるとおりなのですが、既に資源エネルギー庁のガイドライン、県ガイドライン、指導要綱、景観条例全て10 kW以上となっておりますし、これが一つのカテゴリーとして電気事業法でも分けられておりますので、これを変更することは適当でないということを考えます。そして、許可基準ということが途中にお話で出まして、私たちは許可制を求めているわけですが、許可基準というものが明確なものでなければなかなか運用も難しいのではないかなというお話がございまして、具体的なものをお見せしたほうが話がわかりやすいであろうということで、許可基準項目という別紙を見ていただきますと、A4で2枚あるのですが…

(議長) 説明をもう少し端的にお願いします。この項目全てをやると時間が掛かります。

(委員 A) 本当はこれを事前に送っていただくつもりだったのでさっさといくつもりだったのですが、今初めて配られたのですみません。あとで読んでいただくとわかります。この許可基準項目については、基本は明確な書面での確認、そして工事完了後の現地確認、これをするによって明確にするということです。あとは休憩時間等にも見ておいてください。

そして、標識の設置については、事業者の方から確か保守点検責任者が最初に決まっていない場合もあるということでしたので、それは決まっている場合のみの記載ということによろしいかと思います。

そして、事業計画説明の範囲について、100 m以内、そして地域住民団体等の「等」は何だろうかという話で、私は地域の行政区や自治会ということをお話したのですが、現実によく考えてみれば、私自身もほとんどの住民説明会に同席させていただいておまして、特に事業者の方から駄目と言われたことは一度もなく、実際住民の方が指導要綱を知らないとかガイドラインを知らない色んな知識がなかなか一般の方が多いので、そういう場合にやはり知っている者が一緒にいてほしいというお願いを随分いただきました。ですから、そういう意味では原則本人が参加を希望する人は柔軟に受け入れるべきではないかということで補足説明とさせていただきます。

(議長) お配りした資料についての朗読説明は終わります。

それでは議題に戻ります。骨子案の3ページの項目4が禁止区域の途中で終わっ

ております。この項目から議論を継続してまいりたいと思います。ご意見・ご発言を求めますのでお願いします。委員Aどうぞ。

(委員 A) 特にご質問がないようなので先にちょっと言わせていただきます。先ほどの資料の一番最後のページに、今回西日本豪雨においてパネルが崩落した事故があちこちで起こりました。新聞報道によると、そういった被災が12ヶ所というふうに出ていました。特に大きいのが、山陽新幹線が一時止まったパネルの崩落と、姫路でのパネルの崩落ですので、これはローカルな神戸新聞なので皆さんがもしかしたらご覧になっていないかなと思いましたが、この配布資料を付けさせていただきました。

やはり土砂災害警戒区域、今回の西日本豪雨でも土砂崩れが起きた所のほとんどが土砂災害警戒区域であるという報道もあります。実際3,000ヶ所以上の土砂崩れがあったと聞いております。ですから、やはりこの土砂災害警戒区域というのは生命に非常に危険の及ぶ地域ということで区切られた場所なので、そういう場所に無人の太陽光発電設備を森林伐採をして行うということは非常に危険であると思いますので、ここに関してはやはり景観とか自然環境だけではなくて、一番防災上大きな問題になると思います。

今の段階では、北杜市はそれほど近年大きな災害はないとは聞いておりますが、西日本豪雨を聞いても30年ぶりだとか、今まで住んでいてこんなことはないというお話をたくさん伺うところです。ですから、何もないときに危険な要因というのは取り除いておくことが大事ではないかと思っておりますので、ぜひこの設置禁止区域というのは設定して、ここには太陽光発電設備はできないようにしていただきたいと強く思います。

(議長) ほかにございませんか。委員Bどうぞ。

(委員 B) 今回の件で委員Cにご質問させてもらいたいのですが、許可という範囲ならともかくとして、禁止区域ということは一切そこに設置できないという形で非常に厳しい規制になると思います。その場合、一般的な話でも結構なのですが、そういう地域を定める場合は、例えば法律的とか手続き的とかそういう中でどんなふうにしたらいいのか、またできるのか。それについてお願いしたいと思います。

(議長) 委員Cをお願いします。

(委員 C) 先ほど委員Aから写真でもご紹介があった土砂災害時の太陽光パネルの崩落とか、これは非常に重大な問題だというふうにまず認識をしています。これは本来は、やはり対応すべきはまずは国、そして許可権限を持つ県。これがしっかり本来は法令に基づいて対応すべきであり、また近年太陽光パネルの設置が増えているという状況と、それからこういった災害がより増えてきているという状況も踏まえて、その業者が対応するというのが本来求められることであろうというふうに思います。

一方、当初を含む市町村が何をできるのかということについては、これまでもお話をさせていただいたとおり、法体系上はなかなか限界もあるところだというふうに思っていて、こういった砂防法とか国の法令があって、許可権限は県知事が持

っているというところ。そして、これはケースバイケースですけど、実際その開発行為や伐採行為とかについて、現に知事がOKを出している。安全性に問題がないということで許可を出しているという事案について、市が独自の判断で、しかしその地域ではやってはいけない。なぜかといえば、それはある意味で同じ立法、砂防法であれば砂防法、あるいは急傾斜地の地滑り防止法であればその下流域の安全確保など、同じ目的でより強い規制をかけるということはこれまでの伝統的な考え方からすると、なかなか難しいところがあるのかなというふうに思っています。

ですので、全面禁止ということなのか、そこで安全措置がきちんと講じられているということを別途。ある意味で抽象的かもしれませんが、要するに全面禁止というのはそこで必要となる安全配慮措置がなされているということを確認する。

それから、もう一つの視点は、ちゃんと県知事の許可を取っているのだよねと。つまり、そのプロセスの中で開発で林を削ってそのあと場合によってはそれほど深くまでは掘らない結果として許可が不要というふうに今の審査基準ではなっている場合もあると思いますから、そうするとむしろその審査基準が本当は県のほうに直してほしいということだと思うのですが、その前段階の例えば林の伐採の部分で違法行為があって、許可を取らないで林を削りましたと。その場合は、要するに本来開発段階あるいは設置段階と色々プロセスありますけれども、どこかの段階で守らなければならなかった県の許可を取っていないということは、ある意味で法令違反ですね。

そういう法令違反がある場合に、市としてもそれは容認できませんということで、ある意味重疊的ですけども、それも本当は国・県が罰則を適用してくれればいいのですが、それをやっていないときに市としては本来守るべきであった県の条例とかあるいは国の法令を守っていないということを理由として、市としても独自の一定の判断、それが是正勧告なのか許可をしないということなのか、それはこれからの制度全体の作りこみの議論の中で出てくると思いますが、そういうプロセスで見えていくというのが一つある対応かなと。

それも更に超えて禁止区域を作ることについては、やはり法令上の問題、上乘せ条例として許容できる範囲を超えているのではないかという問題点はあり得るので、そのリスクをとっても市として「でも禁止するんだ」という、ある意味リスクをとった判断をするのかどうかということになると思います。もしそうだとすると、少なくとも遡及はより問題があるので、もしそういう判断をするとしても、将来効、つまり施工日があって、その時点以降にFIT認定を取るとか、そういうものに焦点を当てて、過去に遡ることについては相当リスクが高いのではないかなというふうに思っています。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) 今砂防指定地域の今まで出ている問題と併せてここでいただいたのですが、とりあえず砂防指定地域の問題を何回か議論されていたのですが、我々も無知であったものがあつたのですが、委員Aとの説明において、2mの掘削については適用外に

なっているという中で、大泉のところに設置されてしまったというお話だったので
すね。それで、これは1件の話なのですよね。1件だけできちゃってもう遡及でき
ないからというお話があったのですが、例えば砂防指定地域においてそのような設
置ができる可能性というのは一般論でいいのですがあるのでしょうか。

(議 長) 可能性についてですか。

(委員 B) というのは要するに、大泉のは現場を見てよくわかりました。しかしながら本来
は禁止すべき所に設置されてしまったと。それは古い法律だから2 m以内の掘削の
範囲だから、これはある面、法の網の目をくぐってしまったようなことなのだよと
いう話まではわかりましたけど、そういうことが今後もほかの地域において起こる
可能性はあるのでしょうか。

(議 長) 可能性があるかについて…どなたに？

(委員 B) 委員A。委員Aで記憶しているから。

(議 長) 今そういう可能性があるのかおわかりになります？

(委員 A) それは占い師じゃないのでわかりません。ただ、先週県の砂防課に聞いたとこ
ろによると、砂防指定地は北杜市内で175ヶ所あるということです。ですから、
これは事業者の方がどこまでやるかというのは、それは私にはわかりませんが、
当然可能性はゼロではないと言えます。そして、なおかつ大泉の砂防指定地
の中においては、今はっきり認定情報が1ヶ所あります。ですから、私はここで答
えることはできませんが、可能性があると考えて行政としては対応するのが正しい
のではないかと。少なくとも出来てしまう可能性がある今の法律の状態ですからそ
れであれば市として本当に生命と財産を守るということをやるのであれば、それは
やるべきではないかと思えます。

(議 長) 委員Bどうぞ。

(委員 B) ありがとうございます。これは特異な部分かなと思ったのですが、言ってみれば
2 mの掘削の範囲なら可能性としてはあるということですね。わかりました。

(議 長) 委員Dどうぞ。

(委員 D) そのことに関連して一言発言いたします。委員Cのお話は今後深めるべきそれぞ
れのプロセスの中で、選択肢としてはかなり幅が広いというか、選択肢の幾つかを
示されていると私には思われますので、今後詰めた議論の中で、遡及のことや早急
に解決すべき問題も含めて慎重にこの町の山岳地形の特異な状況をよく判断して加
味されていくべきではないかというふうに感想を持ちました。

それから、中国・四国地方の災害の事案が今報告されておまして、市長あるいは
近隣の住民が大変不安を抱き、条例をきちんとしなければならぬというような
ことをコメントしているようでございます。

ここは北杜の地形・地域の問題を議論している訳でございますけれども、今出て
いる大泉の大湧水の上方に設置が公表されている部分ですね。3つの区長が市及び
県に対して要請文を出しておりました。その中の資料を分けていただいて読ませて
いただいた中に、例えば明治以降何十件もこの南麓、それから南アルプスの周辺で

大災害が起こっている訳ですね。これは他の地域の中よりも関東甲信越の中では高い割合で起きている事案がたくさん含まれていますので、とりわけ各会派の皆さんはこの地域のことについて大変詳しくご存知だと思いますけれども、学識経験者で初めてこの地域の実態に触れる皆さんには、事務局のほうから県の資料、それから平成の大合併の前に各町、長坂や大泉や白州町で編集したものが、大泉の皆さんがペーパーで詳しく再現されておりますので、こういう資料をこの地形の中の共通の歴史的なここに起こった事案として配布をしていただけたら、共通の認識が得られると思いますのでその点お図り願えればありがたく思っております。以上です。

(議長) それはお願いということで。それを事務局に出すことは可能ですか。それもまた参考資料で次回にでも間に合うように。

(委員 D) 休憩のあとで。

(議長) よろしいですか事務局。

(事務局) 次回ですか。

(議長) 次回に回るということです。他ございませんか。委員 E どうぞ。

(委員 E) 今回の禁止区域の問題について、前回の議論の最後のほうで委員 F さんが発言されて、業者としても砂防指定地域のようなそのようなリスクを冒すような場所には建設したくないのだと。そういう意味ではできない地域にすることには賛成だという発言がありました。大変貴重なご意見だと思いますのでそれを一点確認したいのと、委員 C が先ほどいわれた、上乘せ条例はかなり明確な禁止条件は厳しいというけども、追加的な対応措置を求めることは可能ではないかというような発言もされました。先ほどの話と関連して前を思い出してほしいのと併せて。

それから市民委員の皆さんに質問ですが、今後もみなし認定という段階を経たところ全てを対象となるのか、それをはっきりしておいたほうが、いざ申し込んだ届出をするところからそういうことを周知徹底したりするのだということも含めて、みなし認定というのは非常にわかりにくいですよ。その辺をどういうふうに理解したらいいのかをちょっと教えていただきたいと。色々な人に質問するみたいで、すみませんが。

(議長) 委員 A に対してですか。

(委員 E) 先に委員 F に。

(議長) 委員 F よろしいですか。

(委員 F) 認定を取った設備に対してこれが禁止する…

(委員 E) 最初の、砂防地域になんかには作りたくないから作らないというのは。

(委員 F) それはあえてそういう場所だとわかっている所に作ろうとはしないですよ。砂防地域で危険だとわかっている所にあえて認定を取って。ただ、認定が既に取りつてある人もいるわけじゃないですか。そういう場合どうするかが非常に難しい。認定を取って、でも着工はまだしていない人も結構いるので、それは市に届出を出しているのかどうかもわかると思うのですよ。私の意見としては、認定を取って届出はまだ市に出していないければこれから出すわけで、その段階でどうするかっていう規

制の網にかかってくる。大概認定を取っていけば通常は着工していますよね。でもしてなくて、やってなければこれから市の指導に従うということになるのではないかなと認識していますけれども。

(委員 E) ということは先ほど紹介した、既にそういう地域に設置している業者などが例えば市の条例で追加的な措置を求めるということが明記された場合は、委員 C が言ったように全て撤去しろということはかなり裁判にもなってしまうのだけど、そういう追加的な措置をするということは基本的には可能だということですか。

(委員 F) ケースバイケースでそれは検討したらいいのではないのでしょうか。ここで一括していいとか悪いとかと言えないのではないかと思います。具体的にもうちょっと検討していただければ。弁護士の先生もいらっしゃいますから、具体的にどうしたらいいかはこれから検討していただいき、この会でお願ひしたいと思います。

(議長) よろしいですか。そのあとの市民委員に対する質問はよろしいですか。質問の内容を覚えていますか。

(委員 A) 覚えているのですが意味がちょっとわかりにくかったですけれども、私たちが考えている条例案については、これからみなし認定であるかとか移行認定であるかということに関係なく、これから立地されるもの設置されるもの全てを対象にしています。そして、既に設置が終わったものについては別の条項をもって内容を全く変えた形で猶予期間等設定して、危険なものだけについては3年間をもって工事で改善をしていくとか、撤去ということは今の段階では特に考えていないのですけれども、ただ撤去しなければもう危険でしようがないというものは撤去になる可能性はあります。ただ、条例の全体像として対象としているのは、これから設置されるもの全てです。

(議長) よろしいですか。他にございませんか。委員 G どうぞ。

(委員 G) 委員 C にお聞きしたいのですが、今回西日本豪雨で経済省が把握している中で12ヶ所以上が太陽光パネルが要因ということで、先ほど資料の中にもあったように、新幹線も一時止まったのですよね。そうした場合、事業者責任に例えば今後止めた費用とか求められると思うのですよね。そして、北杜市で今一番問題になっているのは砂防指定に今の法律だと建ってしまう。先ほど委員 D がいったように、大泉に約10haの計画があるのですよ。今進んでいて、山梨県と北杜市に市民や区から陳情があるのですよ。だけど今の状態で条例化されていないから設置せざるを得ない、設置されると思うのです、私は。そういう気があるのですよ。その辺について、どんどん100年に1回の豪雨みたいな、たまたま北杜市は降っていないのですが、15年くらい前にあったのですよ。消防団が全員で出て土のうを積んだ、大泉地区の河川が氾濫、下水道も埋めたのが全部捲くれたのです。たまたま私はそういう部署にいましたので。想定外の事態が起こると思うのですよ。

そうした場合、事業者の皆さんの今までの意見がありましたように、やっぱりきちっとしたそういうマニュアル、条例化がほしい。今はできる規定でお願いなのです。だから困っているのです。まだまだ2,000ちょっとくらいあると思うので

すよね。それで遡及できないという。そういうお話ですから、そういうことを作ってから国がようやくまたガイドラインを見直して指示がくるのだと今の自然環境が守れない。そのくらいに私は認識している。皆さんもそうだと思いますけども、そういうことに対して上乘せは、私はできると思うのですよ。やっぱり地方の自治体が基本となって憲法に反しない限りでできるということですから、そのように事故が続々とあれば、今日私が昨日まで調べてみれば、市民からの反響がすごいですよね。太陽光の責任だってもうほとんど何百人の方が言っています。火災も発生しているのです。

そういうことだから、ぜひできる範囲でそういう指導をしてほしいのです。でなければ禁止区域はいらないし抑制でいいのですが、一部守らない業者がいるのですよ。ほとんど8割方は善良な業者だと思いますが、そこを皆さん心配しているのです。皆景色のいい所、自然環境を守ってきた。そこについての見解をもう一度お伺いしたいのですが。

(議長) 最初ですか、災害における発電事業に関する損害賠償の責任等ということですか。その件について、委員Cをお願いします。

(委員C) 一点目は、民法上の工作物責任というのがありまして、これは工作物に瑕疵がある、設置に当たっての瑕疵があるかどうかというところですね。これはなかなか認定次第というところもあってケースバイケースなのですけれども、やはりガイドラインなどがしっかりあって、例えばそれに基づいてルールに則って施工していれば防げたにもかかわらず、そのルールに則っていない、したがって、もともと設置に瑕疵があってその結果こういう事態になっているという事案においては、これは民法上の損害賠償責任を負うということになると思います。

ただ一方で、きちんと施工はルールに則ってやっていて、むしろその実際起こった事態のほうがどちらかという想定外であったと。不可抗力的な部分です。そういう場合には、常ということではないですがこれは免責というところがあり得るので、ルールに則った設置が必要になると。これは法律の整備ということだと思います。

二点目は非常に難しい問題だと思います。私がこういう立場なので上乘せ条例については制約がありますよとか法律の範囲内というところを飛び出した、許容されない上乘せ条例だとすると無効とされて、場合によっては市が責任を負う可能性がありますよってということをそういう立場で申し上げているわけですが、一方で、確かにこれを放置していいのかと。何かあったときに、取り返しつかないのではないかっていうのはおっしゃるとおりでして、最終的に市としてどうご判断されるかわからないのですけれども、そういう法的にはグレーなリスクってものを呑み込みながらも市民を守るのだからという方にある意味リスクを覚悟して、そしてルールを設定すると。

山梨県についてはホームページ上に載っていないと思うのですけれども、砂防の話が続いているので砂防で言うと、ほかの県だと例えば審査基準というのを設けて

いるのですね。その中に例えば技術審査基準というものがあって、砂防地域における勾配とか流れの流量とかそういう事実を踏まえてどういう手当てをしてもらうのかっていう審査基準を設けている県もあります。だから、要するに開発行為について全面禁止というよりも、むしろ安全を確保するためにどういう基準でどういう安全配慮措置が講じられていけば認めるかっていうそういう審査を個別にやっていて、恐らく山梨県にも内規的なものがあってやられているのではないかなというふうに思います。市の場合ではあるのですが、まずそういうものをもう一度新しい時代を踏まえて県にブラッシュアップ（磨き上げ）してくれということの一つ強く働きかけるといことが重要なことだと思います。

それには多々時間が掛かるかもしれないので、市として今の時点で何ができるのかということもあると思うので、だからそこはリスクをとりながらも…こういう技術基準みたいなものを北杜市として作れるかどうかかわからないですけども、この砂防地域においては原則としてこういった開発については慎重に対応してほしいということと、特に新規案件については抑制してほしいということ。それから、既存案件についても下流域に迷惑をかけない。自然災害、想定外の強い自然災害においても事業をやる場合には下流域に迷惑をかけないような措置をきちんと講じてほしいと。そういう幾つかのルールを決めて、いずれにしても市で設けられるサンクション（制裁）というの弱いのですけれども、ただルールとしてはそれを設けておいて、違反がある場合には指導してお願いして是正勧告して、あとはこういうルールを設定したのだけ違反していますということで経産省のほうに持っていかかですね、そういう措置を入れておくというのは、最後はご判断としてはあり得るのかなというふうには思っております。

(議長) 関連してですか。どうぞ。

(委員 G) よくわかったのですが、先ほど言ったように、砂防指定に作った業者が約10ha今計画して、2月に地域が山梨県知事と市長宛に出したけども、何とかするという形だけで県と市で協力して検討するだけで、条例化しなければ歯止めがかからないと思っているのですよ。そして関連で、その業者は確か霧が峰で188ha、約200ha、東京ドーム40個分、その業者なのです。環境アセスもしても歯止めがかからない。だから私どもは条例化しなければいけないと。できれば禁止地域。民地であってもやっぱり。ここでやったら災害を起こしますよというように私は解釈しているのです。何とか禁止できるような条例化は絶対。

そして、先ほどの神戸の水害の関係はたまたま条例化はしたのだけれども、たぶん条例化する前の水害だと思うのですよ。そういうのは遡及してできるかも含めて、遡及は原則は法的にはちょっと厳しいということは聞いていますが、こういう実例を踏まえた中で今後そこはやっぱりきちっとしないと市民が困るということはもちろん、山梨県民ももちろん困る、業者だってそういう責任の取り方取れると思うのですよ。市も含めて。だから何とかしないかということでご指導をお願いしたいのです。

(議長) 先ほどの説明がしてありますのでよろしいですね。事例に基づいた話みたいです。

委員Aどうぞ。

(委員A) 先ほどからの委員Cのご意見に関してのお話をさせていただきたいです。これまでの色々なお話でも、上乗せに関しては大変厳しいというお話をずっとされております。ただ、最初に委員Cがいらっしやったときにおっしやったように、この部分に関しては非常にグレーな部分。色々な学説で一定しているものはないと私は理解しております。その研究者の方とかによって解釈は非常に異なる。ただ全体の流れとしては、やはり2000年の地方自治法の大改正のあと、地方の自治、国が法律で十分に規制できない部分、それが地域の安全や生命に大きな危険がある場合、それが先ほどおっしやった、許容されない上乗せなのか許容できる上乗せなのか、その境目ではないかと思っています。

県が許可したものを市が禁止するというのを何度か仰いましたけれども、例えば土砂災害警戒区域、この土砂災害防止法と一般的に言われるものですがけれども、これは平成13年にできたのはあくまでもその区域を指定して、そこに住んでいる人がどれだけ安全に逃げられるか。そういうことを対象にした法律であって、そこに何かを作ることと考えてそれを規制するか許可するかそういったものではないです。ですから、太陽光発電設備を土砂災害防止法に併せて設置してよいか、じゃあ県は許可しますというステップはないです。あくまでもそこにもう平成13年ですから、既に住んでいる人がいて、特に特別警戒区域については急いで逃げてくださいと。なおかつそこに新築を立てる場合には構造上の制限があります、こういったものを建ててくださいと。

ただ、太陽光に関して特に問題なのが、安全性、設計の仕方というのが法律的に全然きちっとできていないわけです。特に500kW以上であれば、使用前JIS検査であるとか、2MW以上については事業を始める段階でそういった検査があるのですが、今問題となっている北杜市の50kW未満についてはあくまでも自己責任。電気設備の安全基準というものは守るべきというのは守ってくださいねということで、誰も確認していないわけです。ついこの間までは、JISの8955も屋根の上しか考えられてなかった。やっと2011、2017で初めて地上設置型に合わせたJIS基準ができた、そういう状態です。ですから建築物であれば、土砂災害特別警戒区域においてはこういった建物を建てなさいということが決められているのですが、そういうものも決められていない。そういう状況でそういう所に建てさせていいのか。それは本当に地域の安全を守るためには、禁止にするしかもう方法はないと私は思います。

そして砂防指定地は、これは一番最初に私が国交省に問い合わせをしたとき、砂防課の担当の人に「え、民有地であるのですか」って言われました。本来はこれは、全部用地買収をして国交省名義で登録すべきものです。でないと適性に管理ができない。そういうものに、北杜市はこういう条件を付けて作ってもいいですよってやるのですかね。本来は上から土砂が落ちてきたものを受ける場所なのです。そこに

太陽光を設置する、なおかつそういうことを調べもせずに設置しようと考えている事業者が本当に責任ある事業者なのでしょうか。

確におっしゃるようにリスクがあります。どんな法律を作っても訴えるリスク、訴えられるリスクが必ずあります。ただ、そこに訴えられるリスクを考えて、何もしないで放置するのか、それとも生命と財産を守るために地域のために条例を作るのか、その選択だと思います。これはここの4項目目だけの話ではなくて、全てに通じる部分だと思います。

そして、一つ法律の遡及というものもおっしゃったのでついでに言っておきますが、これは委員Cも前回おっしゃったと思うのですが、基本的には行政法規の場合に遡及適用というのが非常にたくさん行われていると思います。簡単に言ってしまうと原子力発電設備ですね。この規制委員会では新たな規制をたくさん設けて、既にとっくの昔の何十年も前に作られた原子力発電設備は、こういう新しい設備を作らないと運転させませんよと。そういったことはほかのことでもたくさん起こっています。それは過去に終了したものではなくて、現に今も運転をしていて今後もその危険があるもの、それについては遡及適用というのはたくさん行われていると私は思います。

(議長) 質問でなく意見ということでよろしいですか。委員Mどうぞ。

(委員M) 今の委員Aの意見の中で、法律の関係で確認をしておきたいのですよ。遡及については大変重要な問題であることは私も認識をしています。委員Aのほうから遡及の事例が色々あるのではないかと、こういうお話がされました。私も勉強不足で大変申し訳ないのですが、その原子力をまずとって、遡及についての今説明があったわけですが、その辺についての見解をちょっとここで確認をしておきたいと思いますが。

(議長) 委員Cよろしいですか。お願いします。

(委員C) ある意味経済的に見ると実質遡及なのですが、形式論でいうと将来効なんですよ。あくまで法律が適用された以降に義務付けるということなので、そこがある意味将来効。ただ一方で、原子力の例にもあったように実際には投資判断というのは過去に行われていて、将来において追加のレギュレーション（規制）がかかるということは予期しないで投資判断をしていったにもかかわらず、途中でそれがより厳しくコストの掛かるほうに触れると。これは法的にはもちろん経済的な権利というのを一定でも制約するので、無制限にできるというふうには思っていないですが、ただそれは必要性、まさに原子力の場合もそうだと思いますが、実態としては必要性和それが必要最小限度か相当な内容かという実態面も踏まえて、許容される場合があるということだと思っています。これは原則論ですね。

再生可能エネルギーの場合にもう一つ考慮しておかなければならないのは、原子力もそうですし、それから普通の一般的なビジネスも全てそうだと思いますが、追加の規制が入って追加コストが掛かった場合には、自分がそのサービス売る、価格に転嫁できるっていうことがあります。ところが再エネは特殊で、価格転嫁ができ

ないという問題があります。今国のレベルですと、例えばネットワークを使う料金、これまで小売電気事業者だけが託送料という形でお金を払っていたのですが、それを発電事業者にも負担してもらおうという制度改変が今検討されています。

ただその話は、価格転嫁できる火力発電所とかそういうところであれば呑み込めるのであろうと思われるのですが、そうでない再エネ事業、つまり、20年という期間が確保されているのだけど、価格がずっと固定でそれに新しく上乗せされるネットワーク費用というのをもしや上乗せできない場合については、非常に経済的利益への影響が大きいので、これについては一定のそうならないような調整措置を講じるべきだという方向で、今後国の委員会で更にじゃあその調整措置をどうするかという議論がなされる方向になっていますということです。

なので、再エネについては追加で規制をかけるということとはできないとは思いません。いずれにしても必要性があって相当な内容であればできるのですが、ただ特殊事情としては、それをコストとして新たに織り込むことができないので、より慎重にその内容については検討する必要があるということだと思っています。

(議長) よろしいですか。委員M。

(委員M) 素人で大変申し訳ないですが、その経済的なリスクのところをその保障をできればそれはある程度の形、要は経済的な保障という格好になると。こういう法律で私は手続きに則って作りましたと。だけど時代が色々変わってきて法律が変わりましたと。だからこうなさいよと言われたからその経済的なところの保障を求めますよと。裁判にも訴えたというような格好のところを、一つ想定をすることで考えるのですかそこは。

(議長) よろしいですか。先ほどの話ですかそのまま。コストですね、自分の売り上げを事業の中に転嫁できるというようなことが、例えば条件があるとかというようなケースバイケースがあるという話ですが。

(委員M) 例えばじゃあできない場合、それはどういう格好になるのかとか。

(議長) 委員Cどうぞ。

(委員C) これは立法政策としての適正性と、法律とそこで作った条例が違憲無効かっているの、まさにグレーゾーンでですね、どっちの議論をしているのかというのはぶれやすいのですが、まず全くできないということではなくてそれは非常に必要性が高いと。特に人の生命とか身体に関わるような重大な問題であるということと、それから求めた内容による経済的な影響というのが非常に限定的で、要するに人の生命や身体を守るための必要最小限度の追加要求であって、経済性への影響が限定的であると評価できるような場合には法律上それが無効になるというふうには思いません。それが妥当かどうかというのは別にして、直ちに無効になるとは思いません。その度合いが高まってきて、やはりおおよその事業が途中からできなくなるような、例えば大きな負担であるとか、実際にはそれほどその必要性がないとか相当性がないとか、そういう問題が出てくればこれは過度な制約であって、場合によっては経済的な利益・財産権を侵害しているという評価になって、それが無効

であるという。あるいは損害賠償請求を国賠にして、国賠という枠組みの中で請求を受けるという可能性は逆に否定できなくなるということだと思っています。

(議長) 項目4についてはどうでしょうか。委員Lどうぞ。

(委員L) 委員Cにお伺いしたいのですけれども、前回の会議のときに一度現地を視察してきてくださいという話がありまして、午前中伺われたと思うのですけれども、遠いところ早朝から暑い中ご苦勞様でした。一通り現地を確認されてみた中での感想と、今の県のガイドライン、国のFIT法の中で、ああいうものがどんどんできてしまう現状、それに対してどのようにお考えなのか。また、今行っている検討委員会という中で協議しているのですけど、速やかに条例を作成して北杜市の太陽光の条例案を作成してやるべきだというふうなご考えなのか。その辺の感想をお聞かせいただきたいと思いますけども。よろしくをお願いします。

(議長) 本日視察したばかりなのですが、そこまでコメントが出るかどうかなんですけどももしお話できる範囲でありましたら。

(委員C) 本日は委員A、それから市の方にご同行いただいて問題となっている現場を拝見させていただいて、なるほどと、それぞれの問題点というのを目で確認させていただきました。

特に分割案件は今の規制であれば国の法律上も認められない、平成26年以降できないということになっていますが、それ以前は割とそういう規制もなく、ある意味野放しになっていたというのが実態だと思います。色々な難しい状況の中で、FIT法というものをある意味急いで作った、要するに制度的に国としてもきちんと精査しないままに、もちろんFIT法のいい面もあるのですが、ある意味で精度設計を完全に完成する前にスタートさせてしまったことによる影響というのを今まさに市民の皆さんが直面されているということだと思いました。

市としての対応をどうされるのかということについては、これはまさにこの場で議論されるということなので、個人的なコメントは控えたいと思います。

(議長) 委員Aどうぞ。

(委員A) 先ほどから遡及の話がたくさん出てしまったのですが、この4番目の基本となる考えたい部分は、これから設置されるものはこういった危険な場所には作らせないということで禁止をしたいということで、私の頭の中では今砂防指定地に1ヶ所、遡及に当たる部分は既に設置されたのは1ヶ所かなと思うのですけれども。事務局の方にお伺いしたいのですが、実際、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に作られているというのはどれぐらいあるかというのは把握していらっしゃいますでしょうか。

(議長) 事務局は答えられますか。どうぞ。

(事務局) 今把握しているのは皆さんが見て来られた所の1ヶ所だけです。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) 色々意見を聞いたり自分で調べている中で段々焦点が絞れてきたのですが、例えば国立公園・国定公園、保安林、砂防指定地域というのは我々の感覚だと、まずそういう所にはそういう工作物はできないという、また相当厳しい規制がされている

なという思いがあったのです。ところが、今お話を聞きますと、僕はたまたま大泉が特例かなという自分自身の認識だったのですが、現実には175件くらいあって、委員Gの意見だと次は10ha以上のものを狙ってきていると。そうするとまず砂防指定地域というのは何なのかということを考えれば、これはやはり災害等を防ぐためにそこを指定し、保全しなければならない地域であるという点を考えますと、この前委員Aがおっしゃっていたのですが、そういうことが全く想定されていない古い法律なので、現在こういう状況になっているということであれば、これは国・県にももちろん法律の改正とか指導ということは大事なのですが、実際もし何かあった場合、被害を受けるのは我々北杜市民ですよ。そういう点を考えると、やはりこれは真剣に捉えていかなければならないのかなという感じがしています。今ここで砂防指定地域を禁止区域にとまでは言い切れませんが、やはりそのくらいのことには踏み出す覚悟を持っていかないと、本当の意味で今あちらこちらでの災害状況を見ると、もし万が一あった場合責任を取れるのかということと厳しいのかなという感じがしております。

あと、土砂災害の関係なのですが、特別警戒区域についてはハザードマップでレッドゾーンという格好で、要は今までの歴史・地形から見て被害の起こりやすい場所ですよということ。面積もだいぶ狭いので、それに既にもう、例えば建物を建てる場合もコンクリート壁を設置しなさいとか建物の構造についてもということがされていますので、住むためにもそれだけの規制がされているということになれば、これらもやはり規制・禁止区域に設定し得るのかなと。またすることが、今言った砂防指定区域と同じ理由になるのかなという感じがしています。ただここでは断定はまだし兼ねるのですが、そこでただ土砂災害の警戒区域については相当面積も広いということがありますので、それによる私有財産権の制限というのは相当強く影響しますので、そこまで拡大することはいかがかなと思います。砂防指定地域と特別警戒区域については、やはり何らかの勇氣を持って規制をしていく必要があるのではないかと思います。

(議長) それでは本件については委員Cからも先ほどございましたが、県へのブラッシュアップ等、またこれからの…。この件についてですか。どうぞ。

(委員K) 委員Bのお話されたことを私なりに翻訳すると、規制的な条例を作るべきであるということをおっしゃっているのだと理解してよろしいですか。

(委員B) 断定的ではないのですが、そういうふうに私は今は思っています。

(委員K) 部分的に例えば、禁止区域のことだけを作った、入れ込んだような条例みたいなのはあり得ないと思うのですよ。太陽光設備全体の規制的なルール一つの中の項目であって、そこだけの条例を作ろうと思われているという意味ですか。総論として規制的な条例を作るべき方向であると私は理解していますけども。

(委員B) 私は何回も言っているのですが、これは皆さん方の意見として出されたものでありますから、それに対してこれを理解し自分なりの考えをまとめ、グローバルな視点から判断したいなという形で申し上げます。そこでだから比較的質問が多

いのです。

今までそういう中で検討してきて、まだ条例を作りましょうというところまではいっていませんけれど、それはこれからの中で進めてもらいますが、とりあえずこの項目について議論がされている中で、自分なりに判断して今言ったように砂防指定地域の目的とか特別警戒区域の目的とか考えれば、やはり非常にここに踏み出すには厳しい面があるかと思います。でもやっぱりそういう視点で考えていかないと、国・県が本当にこの地域を守ってくれないのだったら、やはり我々が守らなければならないのではないですか。ここに住んでいるという人間は。そういう視点から考えると、やはりそこは踏み出せるところは踏み出した方向にいくべきかな、という考えです。

(議長) よろしいですか。なかなか次の項に移れないのでこれで最後にしてください。

(委員 A) ちょうど土砂災害の話があったので一つだけ参考として述べさせていただきます。北杜市で今土砂災害警戒区域が424あります。そのうち特別警戒区域が371。ですから、箇所で行くと特別警戒区域の数というのは非常に多い。その371の特別警戒区域のうち、229が急傾斜地の崩壊です。ですから、特にパネルの崩落ということを見ると、全体の土砂災害警戒区域424のうち、238が急傾斜地の崩壊という場所になっています。ですから非常に危険な所が多いと思います。そして、この間砂防課のほうに電話でお話したときに、この土砂災害特別警戒区域と警戒区域はどう決まるのだというお話もさせていただきまして、ただ、そのときの雨の降り方と勢いとそれによってどこまで広がるかはわかりませんねと仰いました。そういったことを参考に考えていただければと思います。

(議長) よろしいですか。それではこの件に関してはたくさんご意見もございました。また委員Dからも過去の事例の資料があるようです。次に用意できればいいかなと思います。

(委員 I) 資料はコピーできたのですか。

(議長) いや、次回において配布…

(事務局) 委員長に確認してもらってから休憩のときに。

(議長) 休憩時間でよろしいですか。続きまして同じページですが、休憩の予定は3時くらいを考えていますが、次の項目骨子案5ですね。各種制限いくつかに分かれています。朗読説明はしませんが、太い字で山岳景観形成区域という形で①～③とございます。この項目に関してのご発言をお願いしたいと思います。

(委員 B) 休憩でない？

(議長) 3時くらいを予定しています。一つ目でだいぶ時間を食っていますので、お願いしたいと思います。委員Iどうぞ。

(委員 I) 先ほど委員Cの方からもありましたけど、森林の不法伐採なんかがあって、そのことに関して被害というか誰の責任なのかというお話がありました。実際には、先ほどの砂防とか防災のほうはちゃんとエリアとして線引きされているので、入っている、入っていないということでさっき委員Aが言ったように、何ヶ所かというふ

うに明確にできる訳です。

森林の場合は、伐採をする、しないということなのですが、ここでちょっと。林政は今日はどなたがお見えですか。林政の方にお伺いしたいのですが、一応県の森林便りの中で、今年の4月から間違いなくいわゆる森林の管理に関しては市町村が実際には管理の主体になると。今までは当然、権限としては権利はあるのだけれども実地の管理主体は市町村がそういう数値を全部まとめるような形で進めてくれという通達というか、こういうふうに変わりましたというお知らせがあったと思うのです。特に山梨県に関しては、他所の県とかに比べて森林の比率も多いわけですし、全国の平均的なイメージで規制するのではなくて、この地域に合った形の条例というか考え方を徹底していかないと、他所と横並びだとか国が言っていないからだとかいうことじゃなくて、ここの実態に合ったような形でやらないと、先ほどからあるように、地域の人たちを地域が守るということにならないと思うのですが、その辺林政の今の森林の管理とその法律がどういうふうに変っていくのかということに関して最新の情報があったら教えてください。

(議長) 委員Ⅰの質問に対応できる担当はいらっしゃいますか。よろしくお願いします。

(林政課職員) 今言われたことに関してなんですけれど、森林環境税だとかそういったものの関係で、管理を市町村のほうでやれるようになるっていう形に変えていこうっていうお話があります。県のほうから来ている通達に関してなんですけども、すみませんがちょっとそれを見たことがなくてお話できない内容です。森林環境税のほうなのですけれど、これに関しては今県と説明会があって話を進めている最中になるのですけれど、協議の内容によってまたこの先扱いも変わってくると思います。以上です。

(議長) 動きはあるということですのでよろしいですね。資料はないということです。委員Ⅰ。

(委員Ⅰ) ちょっと確認ですけれども、あるのだけれど秘密だから言えないということなのか、そういうことは知らないということなのか、それはどちらなのか。一応私が持っている資料は今日手元にありませんので明日にでもお届けしますのでそれでご判断ください。だから、とりあえず返事としては隠しているのか隠していないのかだけ言ってください。

(林政課職員) 隠していません。

(委員Ⅰ) わかりました。

(議長) ほかにございませんか。委員Ⅱどうぞ。

(委員Ⅱ) このことについては、例えばここに書いてある後退距離、残地森林または目隠しとか、それらについては基本的には私もそうあるべきだと思っております。ただ一つだけ、ここに書いてある境界から5m以上とか数字が出ていますよね。これを例えば僕なりにそれをじゃあやる場合、今委員Ⅰの説明資料の中で、50kW未満が96%であると。それも未満であるけどほとんど50kWに近い数字であるということですので、一応そのものを正方形で作った場合、セットバック5mでやった場合はどのくらいの土地利用ができるのかなと思った場合、750であるとセ

ットバックで60%くらい使われちゃいますから、実際太陽光で使える面積は約40%であるという数値になります。

もう一つ、隣接が住宅の場合は10mセットバックしなさいよと。理由は同じですから、これは例えば一方向だけ10mセットバックしたことで考えたのですが、27.9%しか使えません。という中で前回の会議の席で委員Cが、面積に関係なく一律適用した場合は小さい規模のものについては、それは事業ができないというか経済効率が非常に低くなってしまふ、それは大きな問題だよというお話がありまして、そんなことも踏まえてやってみたのですが、こういう数字になるわけですね。そこで、そうなるべくとまず隣接に住宅が1ヶ所あっても28%しか使えないということになりますと、ほかに2ヶ所あったら無理だろうと。28%では無理だと。なくても40%しか使えないということになりますと、96%のものはこれって実質禁止みたいな形になってくるのですが、その判断はいかがでしょうか。

(議長) 委員Aどうぞ。

(委員A) ちょっと話が違うのですけれども、一つは私が今も活動しています市民ネットワークで条例案というのを去年の4月に提出させていただきました。そのときには、山岳景観形成区域には全て禁止ということでお願いしました。今実際私自身は個人的には山岳景観形成区域には禁止をしたいと本当は思っています。というのは、先ほどの砂防指定地だとか危険な区域が非常に多い。特に北杜市の場合、山岳景観形成区域というのは1,000m以上です。非常に傾斜地も多いという所はあります。

そして、今まで住宅地の真ん前に設置されて非常に苦しんでおられる方がたくさんいるということで、本当は禁止したいけれどもやむを得ず、ここまでやってくれたらまあ仕方がないという最大譲歩としてやりました。ですから、家が二方向三方向にあるような所には本当は作ってほしくないという意味なのです。ただ禁止とはいえないので、そこまでちゃんと緑をやってくれたらやってもいいですよ。ここは山岳景観形成区域、山ですから、山で皆自然環境はよくて、なおかつそこは土砂災害とか色々な危険がある。そういうことを考えたら、ここでやるのだったらそこまで譲歩してくださいという意味です。

(議長) 委員B。

(委員B) 趣旨・想いはよくわかりましたけども、言ってみれば実質禁止区域というような形になって数字的に出てきてしまうのですが、その点前回委員Cが一律適用だと規模の小さい所は非常に困難というか不可能になって、これは無理があるよと、相当厳しいよとご発言されていますので、今私の挙げた数字についてこういうものやすることにどういふふうなご意見をお持ちかお願いします。

(議長) 委員Cよろしいですか。

(委員C) これもかなり難しい論点というか、グレーですね。一つ私のほうで把握していないので、山岳景観形成区域って今指定されているとしてどれくらいの広さ、逆にいうと、市の条例で既に定義されているのかもしれないのですが、そこに要するに土地という財産を持っている人たちが、既にその土地の自由な利用についてどれぐ

らい事後に新しく規制を受けるのか。景観が主、あるいは周辺住民の生活環境の保全ということだと思っておりますが、そういう観点で自分が将来規制を受ける蓋然性が高いという認識はもともとあるような地域なのかっていうところによります。それは一つ考慮予測としてはあるかなというふうに思いました。

それで、実際に特に分割案件とかじゃなくて、そういう悪いことを考えているわけじゃなくて土地を持っていて太陽光をやりたいというふうに純粹に思われている方がこの地域に土地を持っていらっしゃるとして、こういう規制が入ったときに実際にはなかなか太陽光発電のために使うということができないということですね。これはまずルールとして、景観を守るために最低限必要なのかどうか。確かにほかの県なんかだと、開発面積が結構広い場合にどれくらい緑地を守るかとかですね、そういう規制は見たことがあって、ただ小さいものも含めて必ずこれだと敷地境界から住宅だと10m以上っていう、これくらいに強いものが今どれくらいあるのかということもちょっと把握したいのですけれども。ただ逆にこういう緑地を保全すべき区域において、周囲に植栽を施すとか、それから高さ制限を課すとか、それは一方でできるとは思っています。

なので、ちょっとクリアでない回答で恐縮なのですが、できるだろうというふうに思っているのは周辺に植栽で特段の配慮をするということと、それから高さについて1.5mというのが実際の太陽光をやる上で厳しすぎるのか適切なのかちょっと今断定できないのですが、そういった一定の高さ制限とかあるいは場合によっては傾斜とかそういうものについて、景観保護の観点から一定の制約を課すということとはできるというふうに思っています。ただおっしゃられた、要するに狭くなるとほとんど開発できませんっていうところになってくると、これで厳しすぎないかどうかっていう、数字の整理は今後もう少し詰めて考える必要があるのかなというふうに思っています。

(議長) よろしいですか。委員Bどうぞ。

(委員B) ありがとうございます。そうなのですよね。確か規制というかここでやるということは先ほども言いましたが賛成なのですが、5mはどうかと思って実際やってみたらこういう数字が出ちゃったので、そうなるとう経済効果を考えると、これはできないほうに重きが置かれてしまうのかなという部分があるわけですね。そこで例えば、本来宅地開発等の場合は大きな面積の場合を対象にしてやっていますから、5mでも十分対応できると思うのですね。ただ今回の場合の太陽光は、一番多い96%あるものが約750平米だというふうになってくると、非常に悩ましい部分であるのですね。もっと大きいだけ対象にして、小さいのはもっと幅を狭くしてもいいのではないかと、こういう二段構えもあるのですが、そういう点で今委員Aのおっしゃった、とにかく必要最小限度だよという話はあったのですが、現実には利用が30%以下、30%は30%しか使えないという現実もあるわけですね。となるともう禁止にしてほしいので、例えばこの5mが根拠なんて言うと、委員Hに委員Bが提案したらどうかと言われそうなのですが、お聞きしますけど、この5m、

10mの根拠はどんなところに求めたのでしょうか。

(議長) 根拠ということでお答えできますか。委員A。

(委員A) 5mに関しては、その前に建ぺい率というところで山岳景観形成区域は基本的に40%というふうに私は理解しています。ですから、住宅が隣でなければ5mでもちょうど建築物と同じになるように一応考えております。そして、その5mというのはやはり道路の幅等考えて、実際に最終的には主観だと思うのですけれども、見て耐えられる距離。それから、あと一つはフェンスと植栽でほしい1mくらい使うわけですね。そして太陽光設備から、ガイドラインでも決められていますが消防のためのスペースを確保すること、維持管理のためのスペースを確保すること。そうすると1mくらい。そうすると残り3mくらいしかないわけです。ですから、そこに造林となるとほしい3mで1本か2本しか植えられないですね。そうすると5mが最小限必要かなというふうに考えています。

そして、あと今景観条例等で建物に関して公道から概ね5m後退するというのもありまして、それも何を根拠に決めたのか教えていただきたいところですが、やはりそれが適当だなということが大方の皆さんで考えられた部分だと思いますのでそう考えています。

そして、隣接に住宅がある場合の10mというのは、ここに関してはやはり全部木が切られてしまって、山岳景観形成区域ですから、まず太陽光でなくて森林がなくなることによって、直射日光が当たって非常に暑くなる。そして、その太陽光が設置されればやっぱりパワコンの音であるとか低周波音とか色んなことがありました。そういったことを防ぐには、やはり10mは隣に家があって常時人が住んでいる場合は、それぐらいは必要だろうというところで考えている部分です。

(議長) よろしいですか。きりがいいのか悪いのかは別なのですが、3時1分前くらいなので、ここでちょっと休憩を10分ほど入れたいと思います。この時計で10分まで休憩ということで…

(委員I) その前に一点、事務局に依頼があるのですが。

(議長) また時間が掛かるのであとで…

(委員I) 5秒。

(議長) じゃあ5秒だけ。

(委員I) 今日の資料2のほうに今数字が色々出てきているのですが、この中に発電量とか設備の面積を付け加えて記入することはできますか。休み時間中に検討ください。

(議長) できるようであればしてくださいということです。それでは休憩に入ります。3時10分に集合をお願いします。

【休憩】

(議長) 着席ください。3時10分になりましたので再開したいと思います。先に先ほど委員Dのほうから資料の提供がございました。この提供された資料については、白黒ですが皆さんのお手元に配布してございます。これについて、まず事務局のほうから説明していただきたいと思います。お願いします。

(事務局) 先ほど委員Dからご提示いただきました資料についてですが、出典については平成26年に北杜市の郷土資料館のほうで「忘れるな、北杜の災害記憶」という企画展をしてございまして、その折に作られたブックレットの4、5ページの年表でございまして、また、ブックレットのほうはあるので、もしご覧になりたいければということなのですが、企画展の来場者向けのものでありますのでここに1部しかございませんので、もし必要があればご連絡していただければと思います。以上でございます。

(議長) ということですので、また詳しく見る際にはパンフレットの的なものがあるようですのでご覧になっていただければと思います。

それでは、先ほどの議論の続きにまいります。資料は3ページの5項目目、山岳景観形成区域です。これについて続きを行いたいと思いますのでご発言をお願いいたします。委員F。

(委員F) 先ほどの5mの後退に関しては確かに業者側としては厳しいというか、全部の方向を5mだと本当に建たなくなってしまうので、さっき言った、住宅から後退させるとか、目的を持ってケースバイケースで対応できるようにもうちょっと慎重な議論をお願いしたい。そこの部分は何でもかんでも一律に5mって…。

あと、先ほどの高さの1.5mも一律にというのはちょっと厳しいのかなというか、その場所によって柔軟に。1m50を1cmでも超えたら駄目とか、そういうふうな物差しを当てて規制されるとちょっとやりにくいというか、技術的に難しい部分もあると思うのですけどね。

高さに関しても場所によっては高くしないといけない。土地が起伏しているケースが多いので、高い所と低い所とで1mぐらい差がすぐできてしまうのですね。だから、それをあえて造成してやると余計危険が伴う。要するに、業者側としては平らに造成して高さを1m50以下にするように地形を変えるっていうほうが、崩落の危険があるのではないかな。だから、起伏があるときは高い所と低い所の平均が1m50になるのか、そこところは具体的にもうちょっと検討していただければいいかな。なるべく造成しないで建てたほうがいいと思うので、そこの部分もあると思います。

色々具体的にもうちょっと検討したいと思います。後退距離と高さに関してはですね。よろしく申し上げます。

(議長) ケースバイケースももう少し具体的にという…。委員Hどうぞ。

(委員H) 高さの1.5mについては、設置面から1.5mだったら造成する必要はないと思うのですよ。起伏のその設置面からだから何も平らにする必要はないと思う。

(委員F) 太陽電池をこういうふうに設置しろということだから、場所によっては高くなったり低くなったり。

(委員H) だから、設置している面から1.5mということで考えれば、大幅な造成とかそういうものは必要ないように私は思いますけど。

(議長) 委員H、委員Aのほうで何か。委員Aどうぞ。

(委員 A) 先ほどの委員 F で、まず一律 5 m 以上とありますけれども、一律 5 m 以上ではなくて、5 m 以上若しくは敷地の 25 % 以上のどちらか大きいほう。5 m ですと、例えば 10 ha だったらもう非常に少ない面積になりますから、それがないようにそのどちらかの大きいほうというふうになっていますのでそこは誤解のないように。

あと、起伏のある所とお話がありましたけれども、そもそも電気設備の安全基準という電技省令というのがありますが、これは本当は守ることとなっているわけですね。ここで守っている 500 kW 以上の太陽光、若しくは 2 MW 以上は基本的には全部水平の場所に作っています。私はその事業者の方と話しましたが、本来安全を考えたら水平の場所にしか作れません。そこが、起伏のある所に作ろうというところがちょっとアプローチが違うのではないかなということを私は思います。そこにどれだけの強度計算をされるのかがわかりませんが、本来はやはりそこは望ましくない場所なのではないかなと思います。

そして、1.5 m 以下が厳しいのではないかとということですが、実際に見ていただくと、大手のメガソーラーが事前に工事計画書を提出しなければならないメガソーラーはほぼ 1.5 m 以下に収まっています。基本的にはやはりその強度であるとか、色々なことをきちっと守るとその高さになります。実際に、平成 28 年と 29 年の景観条例の届出を見たのですけれども、135 件のうち 27 件は 1.5 m 以下です。この 1.5 m 以下が全く不可能であれば、これは無理な条例だと思います。ただ、角度 10 度できちっとコンクリの架台を作った段階で 1.5 m 以下は可能で問題なくできる場所です。実際の事前の工事計画書を経産省に出したところは、ほぼ 1.5 m 以下になっているという事実をぜひご理解ください。

(議長) 委員 N どうぞ。

(委員 N) 私どもとしても、こちらの敷地境界の規制ですとか、高さの規制のルールが必要だということは賛成でございます。一つ、敷地境界からの距離っていうところで行くと、確かに敷地面積の規模にかかわらず 5 m 以上、25 % 以上のどちらか大きいほうという形にすると、小さい規模のものに関してはかなり厳しくなるっていうところがあるので、ある程度面積要件でルールを決める必要はあるかなと思います。この場で注視すべきは、大きい規模のものは林発とかである程度 25 % 以上の森林の設置が義務付けられたりとかというところがあるので、小さい規模に関してどういうふうの場合わけしてやるかっていうことを細かく考えられるといいのかなっていうふうに思います。

高さの部分は、こちらのルールを設けることで防ぎたいと考えているのは、景観への悪影響というところだと思います。1.5 m 以下に収まっていたとしても、または道路から見た視点の高さがパネルを設置する場所が高い位置にあれば、1.5 m 以下に収まっていたとしても威圧感があるものかもしれないですし、見えない位置で 1.5 m を多少超えていても景観に影響を与えないっていう場所もあるかもしれないです。

そういった場合もあるので、このコンセプト自体は我々もそういったルールを作

るべきというふうには思っておりますが、その数字をどう決めるのか、それを上手く効率的に全ての届出に対してジャッジできる方とか委員会なりがあれば一番いいのですけれども、そもそも小さい規模でそれをどう実施していくかっていうところで。一つは一番多く人が見る視点の高さから何mとか、そういったルールの決め方もあるのかなというふうには考えていますが、ちょっとまだ具体的には私も考えているところで、そういう場合は共用しながら考えていくべきものかなというふうには思います。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) 高さの問題で、1.7mというお話も色々な方から聞いてまいりました。それは大人の目線の高さだという説明をされる方が多かったと思いますが、どこもそうですが、この町にも子供たちがいてお年寄りがいて、そして町を形成しているわけですね。今自然電力さんがちょっと含みのあるご発言をされておりましたけれども、子供の目線から見れば、1.7mでも圧迫感があるわけですね。そういう中で子供たちが育つというこの環境はどうなのかという問題意識を私は持っておりますので、1.5mが是か非かということ、あるいは絶対基準なのかどうかという点については弾力的に話し合いをする必要があるというふうに思います。

それから委員Fでしたか、いつかの場面で遮蔽林、そんなことをやっていたら会社が潰れてしまうよと。これはちょっと私が短絡的にまとめすぎですかね。そんなご発言もありまして、これは規制緩和規制緩和で電事法の中でやられてきた結果、FIT法も部分修正してガイドラインを制定したといういきさつがございますので、その辺も歴史的にここ数年の中で私たちがよく斟酌して条例などについての考え方を深めていく必要があるのだろうというふうに思っております。以上です。

(議長) ほかにはございませんか。委員Hどうぞ。

(委員H) 一律に数値基準を設けることはどうかというお話なのですが、数値基準はやはりきちっと決めないと結局条例に適合しているかどうか判断できなくなりますよね。先ほど委員Nがおっしゃった、例えばその地点の視線に合わせて考えると、それをいちいちどうやってやっていくか大変難しい問題になってきますよね。私どもとしては譲っているのは、傾斜地でも1.5mは許すということなのです。確かに傾斜地ですと、1.5mというのは実際には景観上少し問題が起こってくると思うけど、その傾斜の度合いによってまた変えるっていうのもおかしいので、最低限1.5mを超えてはならないということで、折り合いをつけようということでこれが決まってきていると私は思います。以上です。

(議長) 委員Aどうぞ。

(委員A) 皆さんの言っていることと繰り返しにはなりますが、なぜこの明確な数値基準が必要かという、平成28年に景観条例が改正されました。非常に多くの方の200何件のパブリックコメントの結果景観条例に入って、ただ、それができる限りの低さ・後退という非常に曖昧な規定であったために、現段階までそれ以前となんら変化がないと思っています。ですから、どうしても数値というのは、じゃあ1cm

上でも駄目なのか、1 c m下だったらいいのか、どんな数字にしても必ずそういう問題は出ます。

そしてその傾斜地だとか、その場所によっては一律な網にかけた場合、どうしてもずれる部分というのは必ず出てくると思います。ただ、やはり80%、90%がそこに入る多くの方が納得できる数値ということで考えています。1.5mというのは、日本人の平均身長が目線の高さです。景観条例でも、工作物の届出というのが1.5m以上となっていると思います。

逆に言えば、事務局にお伺いしたいのですが、なぜあれは1.5mなのでしょう

(議長) 事務局、今の質問にお答えしてください。

(事務局) 正確には答えられないのですけれども、作ったのは23年前から2年くらい掛かったところで、色んな係った委員の方もいるかと思うのですけれども、色々な議論をされた中で山岳景観については1.5の届出が必要となっているところで。なぜ1.5かというところは、私はまだその当時いなかったもので答えることができませんのでご容赦願いたいと思います。

(議長) 5項目目ですが、山岳景観と田園集落景観とございますが、山岳景観についてはよろしいですか。太い大きな字がございます。

じゃあ次、田園集落景観形成区域ということで移りたいと思いますが、ご発言お願いします。委員O。

(委員O) 一個だけ確認をしたいというか教えてもらいたいのですけれども、植栽のところ、概ね見通すことができないようにするということの記載がありますけれども、平坦な所であればそれで見えないかとは思いますが、北杜市だと傾斜地で建てられている所がたくさんあるとあって、そういった場合にはどういったような想定をされているのかというか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

(議長) 市民委員の皆さんでお答えできる方。委員A。

(委員A) その場合については、基本的にその敷地境界に立ったところで遮蔽するというふうに考えています。例えば、100m離れば高くなっていればどこからでも見えますよね。それを全部隠せということではなくて、その敷地境界に立ったときに概ね見えない距離というふうに考えています。現実的にはその急傾斜地というのが田園集落にはあんまりないのではないかなというところもちょっと考えていて、山岳景観の場合には残地森林・造成森林ということで高い木を植えるっていうふうに考えているのですが、田園集落は基本的には700m、800mの、全く平らではないのですけれども山ではないということでそういった急傾斜地というのを考えておりません。

(議長) よろしいですか。委員M。

(委員M) この2項目は相対的に関わってくるのかなと思っている訳ですが、そもそも論で大変申し訳ない。色々話が出ている中で、理解できるところ理解できない部分があるからちょっとお聞きするわけですが、いずれの地域にしても、太陽光についての

みの規制だよと。こういう考え方で皆さんは考えているのかどうなのか。

もし、他にそういう場所で太陽光以外に何か関わり合いが出てくるものもあるかどうか。これをちょっと事務局に聞きたい。この2点をお願いします。

(議 長) 先に市民委員でお答えできる方。委員A。

(委員 A) これについては、一番最初の骨子案の題名を見ていただくと、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の骨子ということで、これには太陽光発電設備のみを考えております。ただ、先ほど言った建ぺい率だとか後退距離等は、これだけが突出するということをやはり比較原則ということがございますので、建築物との整合性ということは一応考えております。

(議 長) 事務局のほうでお答えください。

(事務局) 事務局とすれば、太陽光のみを規制する理由がどういうものがあるのかなと。規制するならば、太陽光以外に逆に影響があるのだとすれば規制・適用するとか、ほかのものと整合性を図る必要があるかというところはまだちょっと事務局も考えているところではございますけども。

(議 長) 委員Mよろしいですか。

(委員 M) 委員A、そういうお答えでいいわけですね。何かあったら一応整合性がないかという答えだから。ここで結論を出す訳ではないのですが、委員Aのほうは、お題目の中で太陽光だよとっているからそうですよと。事務局のほうは、色々関わり合いがあればその整合性をとっているのだよと。こういうお答えのようなですよ。それはそれでいいということですね。

(議 長) この市民委員さんに出していただいた資料の5項目目の制限については、太陽光の施設だけに止まらず、ほかの施設にも及ぶことが出るのではないかということを検討しなければならないということを事務局は今言ったのだけど、そういうことでよろしいかということが委員Mの意見だと思います。

(委員 A) 通訳ありがとうございます。何を想定されて他のに及ぶとおっしゃっているのかちょっとよくわからないのですけれども、私たちは今太陽光発電設備のみについてしか考えておりません。これが風力であるとかそういったほかのことを考えるのであれば、形態も大きさも高さも全然違うものですのでそれは別の条項を作るか、太陽光と風力と両方一緒にして条例を作っている他の自治体もありますけれども、現段階としては北杜市として風力まで入れる必要があるのかなと。今3件しかなくて、実際の設置も行われていないところですから、私たちは太陽光のみを考えたいと思っております。

(議 長) 委員Mよろしいですか。どうぞ。

(委員 M) 今度は逆に事務局の今の考え方。市民委員さんの考え方の中で、今の課長のほうからのお話があった、他の状況の中で、何かそういう感じの中での説明は何かあるかどうか。

(議 長) 事務局聞こえづらかったですか。傾げているようですが。もう一度お伺いいたしましょうか。よろしいですか、お答えください。

(事務局) すみません時間掛かりまして、市側といたしましては、先ほど委員Aがおっしゃったように、建築物であるとか開発についてはまちづくり条例、または景観条例等もございますので、先ほど課長が申し上げましたのは、そういった市の規制をしている条例との整合性が必要になるのではないかとということで申し上げたというふうに理解をしています。

(議長) 今まである条例ということで。ほかはございませんか。委員Fどうぞ。

(委員F) 高さの問題っていうのは、景観条例を制定したのが高根町の清里でリゾートマンションの問題があったときに、自分が関わっていたのですね。リゾートマンションの高さ制限が20mの規制から13mになったのです。それが突然太陽光が1.5mっていう規制になったって自分は感じるのですけれど、じゃありゾートマンションを1.5まで規制してもらえればもっと景観がよくなるかなというような、それまでの景観が…

(議長) 委員F。それについては今事務局の説明があったように、今ある条例の規則と整合性を図っていかねばならないということですから。

(委員F) そうですね。だから、先ほどの1.5っていうのが一律に1.5だと…さっきから傾斜地には設置しちゃいけないって言われると、実際に設置されているし、自分も傾斜地に土地を持っているわけで。そうすると、傾斜地の太陽光は事実上1.5だと設置できない場所は設置するなという条例に感じるのですね。ちょっとそのところが逆に大規模なものこそもちろん規制はしたほうがいいと思うのですが、山岳景観形成区域に太陽光はできないのかっていう、この内容の規制だとできないのではないかと懸念があると。逆に家が建っている住宅地のほうが、影響があるのではないかなって感じます。私は清里に住んでいるので色々問題はあと思うのですが、いかがなものでしょうか。

(議長) それについては先ほど議論したことになると思うのですが、いいですか。そういうふうに解釈しておりますが、それを進めていく上ではただいまあるまちづくり条例と整合性を図っていかねばならないということでしたが、よろしいですか。

(委員A) 私が言ったことと事務局が言ったことはたぶん同じじゃないかと思うのですね。その規制をすることについては、やはり法的に法律として比較原則があるので、太陽光だけを極端に厳しいものにするとか過剰な規制にすることはできないので、他の条例との整合性を図っていくっていうことは、私が言ったことと植松課長が言ったことは同じだと思います。

先ほどの委員Fのおっしゃったことは、それで作るなと思うのであればそのように解釈ください。

(議長) 議論に関する意見は議事録に留められておりますので理解ください。5項目目についてはよろしいですか。

それでは項目6、事前確認の件ということですね。こちらのほうに移りたいと思います。3、4ページまでわたっております。これについてのご発言をお願いいたします。委員Mどうぞ。

(委員 M) ちょっと勉強不足で大変申し訳ございませんが、一般電気工作物というのは届出の対象になっているかいないかという格好のところをまず確認したいかなと思って
いるのですが。

(委員 A) すみません、何の対象ですか。

(委員 M) 太陽光設備、これが一般電気工作物という解釈を私はしているわけですが、これは届出制になっているのかどうかというところをちょっと聞きたいなと思っています。

(委員 I) ちょっと今のを整理したい。

(議長) 今ある事前確認については、ここにある項目が届出制であるかということをお願いしたい…

(委員 M) 全体の確認としてね。そこだけ。

(議長) としたいのか、そうでないのかというも含めて。

(委員 A) ちょっとこの J I S 規格、この電気設備の技術基準の解釈というところを説明させていただきたいと思います。全て電気工作物ですが、50 kW未満は一般用電気工作物です。それに関しては、認定は取りますが認定はあくまでも住所とか場所が確保できているとか簡単な形式でいくのですけれども、その設備の設計書であるとか計画書であるとか配線図だとか、そういった細かい部分の提出が必要ではないのですね。50 kW以上の場合、使用前自主検査の報告書を出さなきゃいけない。2 MW以上についてはもっと詳しいものを出さないといけない。

そういったものがないのですけれども、ただ、電気事業法では保安原則というのは全ての設備にあります。それについては、電気設備の技術基準の解釈という法令を守らなければならない。その中には、架台の強度として J I S C 8 9 5 5 と同等の強度を有することということが決められています。ただ、決められているのですが、国は事前に確認はしていないのですよ。設置ができちゃうのですね。でも、確認してなきゃいけないのです。ですから、もしそれでやっていないことによって事故が起きた場合にはその事業者の責任になります。ただ、現実としてこれだけ日本で68万件という、50 kW未満の太陽光があるわけですから、それを見た段階ではとてもそれを守っているとは思えないというのは、これは経産省の電力安全課が言っています。

それで、あまりにも守っていない、ほとんどの事業者は J I S 規格があることすら知らない。そういうがあるので、標準仕様を昨年8月に決めました。ただ、それでも全然守られていないわけです。昨年8月以降は自分で強度計算していない場合、コンクリートの架台以外は認められないのです。ただ、実際そういう設備はほとんどないと思われます。ですからそれは、国が事前に確認しないので、であれば北杜市としてはそういう山岳地帯であって非常に危険な場所ですから、それは自分たちで確認をしましょうというのが今回のこの骨子案です。ですから、国の基準を逸脱しているとかじゃなくて、国の基準どおりちゃんとやっていますねということ、北杜市は確認しますと言っているだけです。

- (議長) 委員M。
- (委員M) わかりました。それで、委員Aを疑うわけではないのですが、専門家の委員Cもいますから、その点について委員Cご見解があったらお伺いしたい。
- (議長) 委員Cお願いします。
- (委員C) 実態として、要するに50未満のものについても規格遵守っていうことが…これは事業計画ガイドラインとかで定められているのでしたっけ？
- (委員A) いえ、電気事業法の保安原則のところですよ。そしてそこから電気設備の技術基準の解釈の46条の2項と3項です。
- (委員C) すみません、私が法律を聞いてあれですけど。ありがとうございます。保安は通常、弁護士業務として取り扱うとは限らないので、むしろ事業者含めて皆さんのほうが詳しいと思うので。
- そういう前提で、つまり実態ルールとして50未満か否かを問わずこのJIS規格遵守というルールを守るべきというのが国のルールとしてあって、ただ国はそれを逐一添付書類を取って確認しているわけではないので、市がそこは添付書類を取ってチェックしますよ。これは許容範囲内だと思います。
- (議長) 委員K。
- (委員K) 先ほどの委員Mのご質問は、皆さんに7月3日付で事務局から議事録のまだ完成版じゃないものを送られてきて、そこに22ページから23ページにかけて、まさしく今委員Aがお答えしたことが、そのままほとんど同じことが書かれています。事前に私は今朝慌てて読みましたけども、もう一回繰り返していることになっていると思います。時間を有効に使ってもらいたいと思います。
- (議長) 6項目目ですがほかにございませんか。委員Bどうぞ。
- (委員B) ②のほうも含めての質問でよろしいですか。ちょっとお聞きしたいのは、②の分割案件および複数事業者の隣接という格好の、具体的なものというのは今日配られた資料の1の①のことと考えてよろしいでしょうか。
- (議長) すみません、もう一度お願いします。
- (委員B) 要するに、6の②のところに分割案件および複数事業者が云々ってあって、最終的には合計面積が1haを超えないように確認する義務を負うっていうことで書かれているのですが、このことの説明として、今日配られた資料の1の①の複数案件を一団とみなすというものが、これを説明資料と考えてよろしいですか。
- (議長) 委員Aどうぞ。
- (委員A) この説明資料として作った訳ではなくて、前回の第7回の際に一団とみなすというのがちゃんとできるのかということを質問された方がいたので、それに対する答えとしました。
- 6の②と共通する部分は確かにございます。ただ、複数案件を一団とみなすというのは、あくまでも一つの事業者とみなすということです。6の②の場合、全く共同性がない、全く関係ない事業者であっても、隣り合って次々と1ha以上になってしまえば、これは本来林地開発許可にかかるのですね。かけなければならないの

です。6の②も現行の法律どおりです。別に新たな上乘せでも何でもありません。

ただそれが、今までは過去には認定情報が公開されていませんでした。ですから市に順番に届出がきても、周りにあと10件あるのか20件あるのかわからなかったわけです。一つ一つ伐採届でやっていって、気が付いたら2haになっていましたという話なのですね。

ただ、一応今の段階では認定情報が100%ではないですけどある程度公開されているので、それを市がきちっとチェックをして、今回750平米の伐採届が来たけれども、周りを全部合わせたら2haになりますよというのはきちっと市が確認してくださいねということです。

(議長) 委員B。

(委員B) よくわかりました。これはそのことは今言った今日の資料の1の①のことで、一緒に読むとよくわかります。それで、執行のほうに確認したいのですが、私は前からこの問題は宅地開発・土地利用の問題という話をしていますが、例えば太陽光じゃなくて一般の土地利用の場合は市のまちづくり条例があり1,000㎡以上が対象、県の宅開条例があり3,000㎡以上が対象、林地開発では1ha以上が対象という格好がありますよね。そこで、その基準があって、例えば同じ時期に隣接して同じような開発がされた場合は、基本的にはこれは条例違反、条例の網の目をくぐるというか、さっき言ったような、業者が結託して3,000㎡を超える1haを超えると非常に厳しい規制があるから、結託して半分ずつやりましようみたいな話が想定できるわけですね。

特に、私も経験したのですが、バブルの頃に不動産業者が全く同じようなことをやって逃げようとしていました。それに対して、市も県も林地開発の問題も含めて相当それらを追及して、それらが同時期で同じような結託されている場合は、これは一体の開発として遡って適用するみたいなことを過去にはやっていたと思うのですが、今現在そういうものに対して市・県はどんな対応をしているのでしょうか。もう名前が違えば別だと考えるのか、または隣接してればもしそれらが結託しているような状況があれば当然一体と考える。全く別の場合はそれが許されるのか。または、それらを一体として考えるのはそれらの扱いはどうなっているのでしょうか。

(議長) 大規模開発の分割売買に関する例ですね。お願いします。

(事務局) 開発の場合、委員Bさんが言ったように1,000平米以上は市のほうの開発、3,000については県のほうになりまして、例えば999で作って開発逃れになったと。同じ業者がやる場合については、開発になりますので対象になります。県も同じふうだと思います。ただ、全く違う業者がやった場合は別事業という扱いになろうかと思えますけども、同じ業者が例えば年度ごとに分けてやるとかそういう場合については一体的な開発というふうな取扱いの中でやっております。以上です。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) わかりました。それで、今回の太陽光についても我々も現地確認をさせていただ

いたり説明を頂いたりする中で、名前は違うけど例えば夫婦でやっているとか親子でやっているとか、そしてまた関連、どうも調べてみればこの業者は5、6でやっているというようなものも説明をいただきました。そういう点を考えると、それらを許していたらある面やりたい放題やられてしまうという実態があるかと思えます。

そこで今回、資料として出していただいた1の①のこういうことは当然追及すべきだし、それはやはり一体の開発と考えるべきであるし、特に今現在同じ業者とはいっても同じ業者ということの網の目をくぐるために名前だけ変えたっていうのは、これは同じ業者でももっと悪質なのですから、それを取り締まらないというのもおかしい話であって、そういう点を考えると、この条項を設けることは、私は必要ではないかと思えますが、市のほうの見解はいかがでしょう。

例えば、同じ業者じゃなくて、今まで見てどうも兄弟でやっているとか、名前だけ変えてファミリーでやっている、またグループ企業をやっているというような実態もあるわけですね。それを見逃しちゃったら、これは条例があって指導要綱があって、実際は効果が出ないという結果になってしまうのですが、それについての見解がもしあれば。

(議長) 事務局はただいまの委員Bの話と先ほどのおっしゃった説明が相違点はございますか。それも含めてお願いします。

(事務局) 市としても、同一業者ということ把握できればやっぱその一体的な指導ということはやっているところでございます。先ほどの答弁と変わらなくて、巧妙にというところがあるかわかりませんが、市とすれば同一というところがわかれば一体的な指導をしている状況でございます。

(議長) 委員Bよろしいですか。ほかにございせんか。委員Aどうぞ。

(委員A) ちょっと追加させていただきますと、林地開発に関しては必ずしも同一の事業者ということが判明しなくても、全く関係ない事業者であっても999が5つ並んでしまったら災害の危険とかそういったものは当然あって、雨水処理の問題がありますから。県のホームページを見ていただくと、林地開発の場合は判断基準というのが出ていまして、ここでは業者が一緒であるということを証明する必要はないのですね。全く違う業者であっても総合して1ha以上になれば、これは林地開発にかけなければならないのです。

ただ、今まで時期がずれて順番の一つひとつきてしまって、そしてそれぞれが林政課のほうで伐採届をどんどん受けてしまって、これはトータル的に林地開発ですよっていうことがなかなかいかなかった。それには、一つは全体の認定情報が確認できなかったということがあると思うのですが、これからは認定情報がほぼ見える状態ですから、それをまず市の段階で伐採届がきたときにこの一つだけを見るのではなくて、その周り一帯の認定情報を全部確認していただいて、それが無い、これが本当に単独で一つであるということは確認してくださいと、そういう意味です。

(議長) 委員F。

(委員F) 1の一団のもののみならず、ここに規定するのはいいと思います。実際に運用面で

難しいのかなというか、要するに自分みたいに市に行って1h a 超えているか判断してくださいって業者もいれば、絶対市に内緒でどんどん進める人もいます。だから正直に言えばばれると思うのですね。一緒じゃなくても結果的に一緒になってしまった場合に当然市に相談にいきますよ。実際に遭ったからね、自分も。その事例は最終的に県が林地開発でないと判断されたのですが、基本的には大規模な開発はよくない、要するに影響が大きいので林地開発に順ずる内容にしていくという努力目標も必要だと思います。そういうふうにならないようにね。

だから、この規定を設けることが実際に市の運用面で具体的に規制ができるか正直に言ったほうが規制されるし、黙っていればわからないという規定になってしまっておそれもあるので、ちょっとそこのところはもうちょっと色々どういうふうに運用していくかを検討して、市の職員の仕事量の問題になると思うので、そこところは検討していただければと思います。よろしくお願いします。

(議長) 委員A どうぞ。

(委員A) 簡単にお答えしますと、最後に骨子案に基づくフローを考えております。基本的に、全ては事前協議を北杜市とすることですから、言わなかったから逃れたということは考えておりません。

(議長) よろしいですか。他はございませんか。ないようでしたら6項目目は以上で終わります。

続いて7項目目、パワーコンディショナーの件に移らせていただきます。4ページの7、これについての発言をお願いいたします。委員M どうぞ。

(委員M) 項目ずつにやって理解をしていくと、こういう考え方の中で委員会が進んでいくということですので、先ほどちょっと委員Kからもありましたように前のことも当然出る訳ですよ。そこら辺のところは承知をしておいてもらわないと、時間を戻すために私は言っているわけではない。

そこだけ理解をしていただきたいということを前提としてまずそこをお願いしたいということでこの項目に入りますが、この騒音というのは非常に難しいかなと思っているわけですね。どこがどういうふうに音による被害なのか、そこら辺の検証の仕方が非常に難しいかなと。どこがどういうふうに被害が少ない場所だというようなところを設定するのも当然コストが掛かる。事業をするから仕方がないよという判断があるのかもしれないけども、そこら辺も難しいかなと思っていますから、そこら辺の見解についてちょっとお聞きしたい。

(議長) 委員A どうぞ。

(委員A) これは骨子に書いてあるとおりなのです。おっしゃるように、じゃあそれを何Hz以下、何dB以下とかそういったことはできないというふうに思っていますので、この文章はほぼ経産省のガイドラインに入っている文章そのままです。ですから、基本的には音の出る、電磁波が出るのはパワーコンディショナーですから、それは敷地の中の住宅から最も遠い所に設置してくださいと。それ以上の規制はしていません。ですから、どれ以上の音は駄目よとか、そういったことはなかなかできない

し、電磁波の被害というのも色々なはっきりしたものが出ていないので、あくまでも敷地内の音の出るパワーコンディショナーについては一番住宅から遠い所に作ってください。それだけです。

(議長) よろしいですか。他はございませんか。委員Cどうぞ。

(委員C) 最も遠い場所というのは、やや抽象的な感じもしていて、一つは今その東側にだけ住居があるのだけど、将来にわたって西側に住居ができないとも言切れないということもあり、つまり住宅から一番遠いというのは具体的にどこかっていうのはその時点ではここと言えても、将来にわたってそこかどうかはわからないっていうのが一つですね。一番遠い場所っていうのは実際のところ、ある意味ルールとして明確に見えて抽象的なために、結果的に努力目標的に運営される可能性もあるのになっていうのがちょっと思ったところです。

なので別の考え方としては、それこそさっき別の項目で出ていたように、例えば敷地から少なくとも何mは離してくださいとか、技術的に事業者さんに逆にでどこでやれば大丈夫かっていうこともご確認頂きたいと思いますが、一番遠いっていうのがなかなか線引きが実際には難しいかもしれないっていうところと、明確にルールとして運用するためには敷地境界から何mというような基準も別の考え方としてはあり得るのかなとこの項目を見て思っていました。

(議長) 委員D。

(委員D) このことに関してですけれども、いくつか見てきた経験からですけれども、田んぼをやっている若い人たちが巨大なモジュール、パネルを張られると色々被害が想定されるということで、パワーコンディショナーを西から東側へ100m以上移させてもらったというような具体的な事例もございます。全く別の場所では、音の出る状態ですけれども、何の相談もなく既にある住宅の狭い道路を一つ隔てた所にパワーコンディショナーが設置された。知らない間に設置された。こういうような事例もございます。それだけそういうことができる状態でこれまで来たわけですね。

ですから、そんなことも見ながら遠い場所と言っているわけで、目一杯パネルを張れば、残された地は設置者がメーターを見に来る道路から一番近い場所になってしまっているのですよね。そういう所がたくさんあるわけでありまして、そういうこれまでの実態・経験から、このことは委員Cも仰っておりますけれども、色々な反応の仕方が人間によって出ますので、そこは慎重に最大限配慮して決めていく必要があるというふうに思います。以上です。

(議長) 委員F。

(委員F) パワーコンディショナーの騒音の問題っていうのは、要するにパワコンのメーカーによって音の大きさが違って、実際私のやった事例では、音が出ない機種に変えてくださいっていう施主さんからの依頼。周りを気にして、Aというメーカーが音がうるさいと。Bというメーカーが静かだからこっちに変えたいということが実際にありました。

だから場所を移動するよりも、自分はメーカーによって音が違うのが実態なので、もうちょっとそこのところを実態を見ていただいて、メーカーが逆に音を出さないようなものを発売するように変えていってほしいなという。もちろん遠く離すことは大事なことですけども具体的にはそこもあります。だから、機種によって全然音が違うということは事実ですから、現場ではそういうことも配慮してやっています。それは事実なのでそういうことも知っていただきたいなと思います。よろしく願いします。

(議長) 委員E。

(委員E) 今委員Dからもあったように、僕が相談に乗っている中にもそういうのがかなりあって、パネルを設置した、送電線をもってくる、電柱も必要だということになると、だいたい住宅に近いのですよね。もともと電柱があった所からもってくるわけだから。だったら、そういう被害や苦情が絶えないということにもなると思いますから。

委員Cが最も遠い場所というのは非常に曖昧だと言ったけど、僕は最も具体的だと思うのですね。現地に行って、最も遠い所というのは誰が見ても住宅から最も遠い所。最も遠い所というのは全ての所に当てはまる、具体的な決め方だと私は逆に思います。だから文章とすれば、その計画時点であった住宅から最も遠い所と。書き加えるとすれば「その計画段階で」と加えれば最も具体的な決め方じゃないかなと私は逆に思いますけど。

(議長) 委員A。

(委員A) 基本的に委員Cに言っていたのもよくわかります。空いている土地でここに建てようと思っている人がっていうことはあるのですが、ただ私たちがこれを考えた時点で、やはりその時に現存する住宅から最も遠い場所。そのあとに建てようか、家や土地を買おうかという人はそこにもう太陽光があるということがわかってやるわけですから、ちょっとそこまで考えてしまうと決められないので、基本的にはこの周辺住宅というのは、「周辺に現存する既に建っている住宅」ということで読み替えていただきたいと思います。

(議長) この件についてはよろしいですか。委員N。

(委員N) 最も遠い場所というのは、確かにその現存する住宅だけ配慮する方法もあるかなとは思いますが、事業計画段階で後々そちらの隣接地に引っ越していらっしゃる方が事業者側が把握していた場合に、その方を配慮しなくていいのかっていうとそうではないかなというふうにも思いますので、ちょっとその範囲をそこで切ってしまうのはまずい部分もあるのかなというふうに思います。

騒音・低周波音・電磁波の中では、低周波と電磁波というのは基準を設けるのはなかなか難しい部分があるかもしれないのですが、例えば騒音の場合は環境基準とかで日中と夜間と何dBというような、既存の基準をある程度用いてこの中で規定する。敷地境界でそれ以下とか、あるいは敷地境界からもうちょっと中に入った所でそれぐらいまで下げるといような形で数字で決めるというような方法も

あるのかなというように思います。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) これの設置場所というのは境界の隅のほうが都合がいいのですか。例えば、真ん中に設置はできないですか。

(委員I) 電線が長くなっちゃう。

(委員B) いや、それは工夫さえしてもらえば。

(議長) お答えしますか。

(委員N) 真ん中に設置することもできます。真ん中に各パネルから電気を集約してそこで変換して最終的に電柱に持っていけばいいので、その集約する場所が真ん中にくるか。確かに効率いいのは敷地境界に近い、恐らく東京電力とかの電柱の近くの端っこにすることが多いのですけれど、奥側のほうでパワコンを設置して集電して、交流に変換した電気を1本引っ張ってきて電柱に繋ぐということはできるので、真ん中に置くこともできますし。

ただ、500kWとかそれくらいの規模のものだと、そういう大きいパワコンを1個どんと置くという場合が多いのですけれども、小さい25kWのパワーコンディショナーとか小さいものを幾つか置くっていうパターンもあったりするのでちょっと一概には言えないのですけれども、場所の調整は利くと思います。

(議長) 委員B。

(委員B) やっぱり音っていうのは目に見えないから意外と忘れがちなのですが、耳に付くと嫌なのですよ。精神的にも負担になるってことがありますので、やはり今お話のあったように、別に隅でなくてじゃあ一番真ん中に置いて、例えばそれによる金銭的なもの、工事費の負担、また維持管理上何か大きな問題があるならそれはちょっと無理があるかもしれませんが、そうでなくて多少の負担でできるなら用地の真ん中に置いたほうが、あとから住宅が建っても全体に対して一番遠い位置ですから、全てのものが解決するかどうかわかりませんが比較的それらについては解決が可能であると思うのですがいかがですか。

(委員N) 負担の多寡は案件によるので一概には言えないかなと思います。多少の負担でできる場合もあれば、それが難しい場所っていうのも場合によってはあるかなと思います。中心に当たる部分にある程度のパワコンを設置するのであれば、基礎をしっかり設置したりすることもあるので、中心部の地盤が見合わないとか、ちょっと今すぐに例が思い浮かばないのですけれども、負担の多寡というのは状況によるかなというふうに思います。

(議長) よろしいですか。この件に関しては、検証や研究がやっぱり必要になると思います。先ほど委員Cのほうからありましたように、ルール作りをする上では数値目標になりかねないので数値を出したほうが良いというような意見があったということですが、この辺でよろしいですか。どうぞ。

(委員D) 簡単に私の思っていることを申し上げます。経済性とかリスクとか今おっしゃった採算性のお話があるわけですけども、もう一つ同時に考えていただきたいことは、

前回のこの場でも、委員Aだと思えますけれども、賦課金のことが考えてほしい大事な点だというお話があったかと思えます。賦課金というのは私が解説する必要もないのですが、目の前にパワーコンディショナー、目の前まで架台が張られた場合、365日それを見て聞いて過ごさなければならぬという公の福祉とか住民の福祉に関わる問題なのですよね。

この賦課金というのは、そういう状態が嫌だから賦課金を東京電力などに払うのを拒否したいと。これを実行すればどうなるかっていうと、その家庭の電源は全部切られるわけですよね。それほどの賦課金とはいえ、税金と何ら変わらない重みを持って市民に強制をされているわけでありますから、リスクとか採算性とかそれは当然あるわけですが、公の福祉、被害に遭っている、あるいは遭うであろう人たちのことを十分に考えた上で対応していかなければいけない。そこが一番のポイントだというふうに思うのです。電源を全部切られるほどの強制力をこの賦課金というのは持っている、その賦課金で工事がこれまで進められてきていると、その点が大事だと思います。以上です。

(議長) 委員Jどうぞ。

(委員J) 私は第7に関しては、文言はこのままでいいだろうとそう思っています。それはなぜかという、今お話の中に出たような細かいことはまたさらに煮詰めればいいことであって、この文言自身はこれでいい。

ただ、もう一つ私の経験からいくと、騒音の中にはモスキート音と呼ばれる高周波があります。これは我々老人には聞こえません。ただ、我々はわからないけども若い子にはキーンという音が出ているのが聞こえるのですよ。

それともう一つは電磁波ですね。私も電磁波過敏症ということで治療を受けています。そしてその電磁波が出るという一つの中には、パワコンからトランスにもっていく太い配線ありますよね。あれからかなり発信されるということが計測していくとだんだんわかってきています。ですから、とにかくもう一度いいますけれども、7に関しては私はこれでいいと思っています。以上です。

(議長) この件に関してはよろしいですか。それでは8項目目、完了通知の件にまいりたいと思います。この件に関しましてのご意見・ご発言を求めます。委員C。

(委員C) これを入れる場合の注意点は、太陽光も運転開始期限というのがあるという理解で、設備認定あるいは事業認定から3年という運転開始期限があって、それを超えてしまうとその分20年なら20年の売電期間が減るというものがFIT法の制度だというふうに理解しています。これを入れる場合は、逆に市とすればもちろん許可条件を満たしていないのであれば、当然その問題を指摘するというのは新しく検討されている制度の中ではそういうことになりますが、許可条件をちゃんと満たしている案件について、結局件数が嵩むためにずるずる審査が延びていって、その結果運転開始できないということになってしまうとその分売電期間が減ってしまい事業者への経済損失が生じるという、短い時間軸での対応が市として求められてくるということは、これは市の行政負荷として認識をする必要があるのかなというふう

には思いました。

(議長) よろしいですか。それでは次の項目ですが、9項目目、事業者の変更の件に移りたいと思います。これに対しての発言を求めます。委員Aどうぞ。

(委員A) 簡単に現状の状況をちょっとお話させていただきます。もう既に皆さんには何回もお話していますが、私どもも現場チェック、標識チェック、それから設備届出の開示、認定情報の公表を見えています。ただ、本当に私たちも追いつかないくらいどんどん事業者が変更されてきます。一つで例えば180kWだったものが5つの業者に分かれたり、数も変わる、業者名も変わる、公表された名前と標識の名前が変わる、そういったものがものすごくたくさんあるのです。ですから、これをきちっとしないと非常の事態が起こった場合、パネルが飛散した、感電事故が起こったという場合に、全く連絡先がどこかわからないということも起こりますので、これは必ずやっていただきたいことと入れました。

(議長) 本件についてほかに。委員Bどうぞ。

(委員B) 今委員Aのおっしゃったように、私はこれは当然なことだと思います。そこで、標識の変更をすることは当たり前、でも今まで色々論じている中で、開発者がそれを分割して、金融証券みたいな格好でどんどん販売しちゃっているようなことが次から次へどうも展開しているようなことを考えれば、今までにも課題になったように、果たして20年後に誰が責任を持ってこれを撤去するのかという大きな問題が。これは、契約の中できちっとやっていて上手く継承されていけば問題ないわけですが、現実には相当多くの件数があるので全てそう上手くはいかないだろうという感じがします。

そういう点を考えると、これは非常に危惧される問題だと思いますが、ここについて委員Aのほうではもう少し何か厳しくこれらを規制したり制限したり、そうお考えはないでしょうか。そこは非常に危険なのですよね。個人的にも思います。ですから、ここは何か少しでも売却されていくものを止める策を講じないと、誰がその責任を最終的に持つのかというところがぼけてしまう可能性があるのです。これはいかがでしょうか。

(議長) 委員A。

(委員A) 私は経済産業省の人間ではないのでそれはできないことです。これは国への要望書とかそういったことで、例えばその事業を継承した場合でなくて転売を繰り返した場合、例えば半年以内の転売だった場合は調達価格を変えとか、それは対策をとれるのは経済産業省です。私たちはこれを把握することしか残念ながらできないと思います。

(議長) この9項目目なのですが、そもそも届出を受理されて標識が付くまで、これは30日ということですけど、受理は30日以内にされるような形になりますか。どなたかもしお答えできるのであれば。

(委員A) 私お答えできる訳ではないですけども、あの標識の作成と付けるだけですから30日は私は十分だと思います。あれに何ヶ月も掛かるということはちょっと考え

にくいと思いますが。

(委員 I) もっと短いですね。

(議長) いや、よく事業で出してもなかなか取れないというところもあったりすると思いましたが。

(委員 A) 標識は別に届出と関係なく、自分が作成して付けるだけですから1週間もあればできるのではないかと私は思っていますけれど、一応それを考えて30日。

(委員 N) 手続き自体はできると思います。ちなみに、事業者が変更した場合には30日以内というこの期限は、経済産業省からの認定を取ってから30日以内というようなイメージでいらっしゃいますか。

(委員 A) はい。事業者が変更が確定してから30日。

(議長) ほかにございませんか。ないようでしたら次の項目に移ります。10項目目の既設施設への対応ですね。この件に移りたいと思います。ご発言をお願いいたします。

委員Cどうぞ。

(委員 C) この既設案件への適用については、既に何回か議論されているところでして、一般論としてできない話ではないですよと。ただ、FITについては自分の売電価格への転嫁ができないので、必要性それから相当性ということについて慎重に検討する必要があるというふうに私は思っています。

この中で、特にやはり実際の災害の危険が具体的に存在するという場面で、それを解消するために必要な措置を猶予期間付きで取ってもらうということは可能だろうというふうに思っています。ただ、それ以外のものについてはちょっとグレーなところもあるかなというふうに思っています。特に景観の観点が必要不可欠であるかということ、もちろん景観の問題は当市にとって非常に重要な問題だということ、これは理解した上ですが、追加コストの程度によっては当初投資決定時に想定していなかった追加コストというところで過度な厳しい制約ではないかということで、法的な問題になる可能性は念頭に置いておく必要があるというふうに思っています。

(議長) ほかにございませんか。委員F。

(委員 F) 既に建っているものというよりも今問題になっているのは、認定とか東電との契約が成立しているけれど市に届出が出ているのか出てないのか。今の条例で出せば今の規制になりますが、この条例がもし条例化されてそのあと認定とかを取って、既に取りしているものがもちろんそれは新しい条例になるってということで自分は思っていますけどそれでまずよろしいのかということ。

あと、市の担当者レベルで、例えば市にはもう届出は出ているけど着工していない部分はどうかとか、そのところは市の実態に即して実際に届出が出ていて着工ずっとしていないのがあるのかどうかというのはちょっと私もわからないのですが、そういう場合にはどうかとか、そのところは市の方にもお聞きしたいのですが実際にどうなっていますでしょうか。

(議長) どちらに？

(委員 F) 委員Aとももちろん市の方両方にその実態を聞きたいと。

(議長) 委員Aどうぞ。

(委員A) 全く同じ答えを何回もしないといけないのはちょっと悲しいのですけれども、この条例案の骨子の対象は届出だとか認定に関係なくこれから設置されるもの全てです。ですから、既に市に届出をしてあってまだ着工してないもの、認定を取っているもの取っていないもの、そういうものにかかわらず、今後条例が施行されてから設置されるもの全てです。

(議長) よろしいですか。事務局。

(委員F) 今言ったように、市に届出を出したけど何年も着工してなくて、ずっと現在に至っているものが実際にあるのかどうかとか。結構あるのでしょうかね。それをちょっとお聞きしたいと思います。

(議長) 実態というか現況だそうですがお答えできますか。

(事務局) 数は多くないのですけれども若干はあります。

(議長) 若干ということですかよろしいですか。ほかよろしいですか。委員P。

(委員P) 先ほど委員Aがおっしゃったので、これ自体は施行されてから設置されるべきものに対してのということなのですが、ここで設置済みの設備についてはというところで、これは既に設置されているものも対象としてということですね。それに対しても先ほどの5mですとか…そこは入ってこない？

(委員A) なかなかおわかりにくい説明で申し訳ないのですが、基本的にはこの10項目目というのは例外的なものと考えていただいて、この条例の中でも何条はどれに適用するとかありますよね。この条例施行時に、基本は全てこれから設置されるものについての条例なのですが、ただ、既存設備についても既に土砂災害・水害、災害危険要因が現にあるもの、それは今後、17年だか18年だか20年だか運転が続いていくわけですね。過去で終了したものでなくて、今後危険要因が続いていくわけです。

ですから、それについてはそのまま放置しないで、これは施行したから明日から駄目ですよということは言えないので、3年間とか状況に応じて猶予期間を設けて改善をしてくださいということをお願いをするのは、土砂災害とかこういった要因であって…。今高さ制限は入れているのですけれども、5m、10mの後退距離というのはかなりそれこそ縮小されてしまって、場合によっては20%以上の減少になれば調達価格も変わりますから、そういったことは基本的には考えてはいないです。

ただ、現段階で既に違法のものってありますよね。道路の際の1cmくらいの所までパネルがあって手で触れるものとか、基本的には現段階で違法のものでそういったものについては一列外すとか、そういったことも考えるべきではないかなと思いますけれども、基本的に現段階で危険要因のあるここに書いてあるものだけが対象になるという意味です。

(委員P) わかりました。要はこのところはもう少し安全性っていうところですよ。

(委員A) 植栽も入っていますけど。これは費用もそれほど掛からないし、できる範囲と

ということと、平成26年から既に指導要綱、ガイドラインでずっと入っていることなので。確かに法令ではないですけども難しいことではないだろうということで、植栽は景観の観点から入っています。

ただ、高さ制限に関しては非常に高いものに関しては、やはり突風の被害だとかそういったこともありますし、これはたぶんJISC8955に合わせれば問題になる部分でありますけれども、そういった危険要因の除去ということです。

(委員 P) 私の意見としては、先ほど委員Aがおっしゃったような、道を歩いている人が触れるっていうのは非常に危険だというのは私もすごく思います。なので、そういった安全性というのを非常に重視したところでの既存設備への指導というのは、これは必要なのかなとは思いますが。以上です。

(議長) 委員J。

(委員 J) この第10項目に関して、私は全てセットバックに対しては5m、25%を入れるべきだと考えております。今もそう思っています。

それで、次の11項目になると思うのですが、氏名の公表及び罰則を科すことになるとなっていくのですが、この10項目目をこのまま既存設備に適用したとしても、遡及ということにはならないというふうに聞いています。ですから、もう一度申し上げますけども、私はセットバックの距離は入れるべきだと今でも主張しています。以上です。

(議長) 委員M。

(委員 M) 聞き違いであったら大変申し訳ないのですが、今のセットバックなどについては遡及にならないよという話をされたという理解でよろしいですか。それはどちらから入っているわけですか。

(委員 J) それは委員Cのお考えも聞いたほうがよろしいのではないかなと思うのですけれど。

(委員 M) じゃあ委員Cをお願いします。

(委員 C) 遡及適用は色々な表現があるのですが、一番狭い意味での遡及適用というのは過去に行った行為について、それを事後的に違法とみなして過去の行為を罰則などの対象にするということです。今検討されていることは、条例を施行してそれ以降その条例に違反する行為が継続した場合に罰則の対象にするということです。狭い意味での遡及適用には該当しないという表現は確かに可能です。

ただ経済的に見ると、過去に適法だったことを信頼して投資の判断をし、ビジネスをやってきた行為について、結果的にはそのままでは適法とは認めないという規制をあとで導入して、猶予期間はありますが当時の投資判断時点で想定していなかった追加投資を要求するということは、経済的に見ると遡及的な効果はあるということになると思います。

繰り返して恐縮ですが、通常のビジネス活動であればその追加コスト部分を自分のサービスの提供の価格に織り込むことによって、その事業者は損害を被ったり赤字に転落することを防ぐことができるのですが、FITに関しては調達価格が法律

で固まっているのでそれができないという特殊事情があります。ですので、まさに経済的に見ると遡及的な効果というのがほかの事業に比べると大きいという点は、やはり今回の制度を考える上で念頭に置いておく必要はあると思っています。

(議長) 委員J。

(委員J) 経済効果経済効果って言いますけれども、今問題にされているのはもう何年も前、非常に買い取り価格が高かったときの単価で作ろうと目論んでいる業者の方々がほとんど対象になっています。そのときの価格というのは世界的に見てもめちゃくちゃ高い価格であって、業者の方はボロ儲けなのです。だから、上乘せができないというものではなくて、先取りしちゃっているわけですよね。ですから、経済効果ということに関しては私はちょっと疑問かなというふうに思います。以上です。

(議長) 大変ご議論いただいているところ申し訳ございませんが、時間がちょうどきてしまった訳なのですが、残るのが11項目1つになってしまうということなのですが、これを次回に持っていくのかということですがいかがしたらよろしいですか。

(一同) やりましょう。

(議長) そういうことで11項目目はあと1つということですので。それでは続いて11項目目に移ってよろしいですね。委員Cのほうは時間はどうでしょうか。

(委員C) 10分程度であれば大丈夫です。

(議長) 10分程度ということですので、もしまだ長引くようでしたらまた途中で持ち越しということになろうかと思いますが、ご承知おきください。

それでは11項目目は罰則の件ということですね。これについてのご発言をお願いしたいと思います。委員Mどうぞ。

(委員M) 委員Cがお帰りのようですから単刀直入にお聞きします。当然条例を政令の範囲内の中で作っていくということはよろしいですよ。ここは私も理解をしているわけですが、例えば罰則、これについてはどこかと協議をしなくても基本的に市なら市がそう決めたという格好の中で作れるものですか。その点についてお聞きしたい。

(議長) 委員Cをお願いします。

(委員C) 罰則を設けることは条例で可能だと思います。ただ、もちろん何でもかんでも入れられるわけではなくて、通常はこの手の法律だと罰金ってということだと思いますし、その罰金の金額についてもよくあるのは5万とか10万とか、率直に言うとたぶんそれくらいの範囲に特に市町村等は抑えていらっしゃるのかなというところですね。それはやはり今回の全体的な制度がこれまでの国の法律もある中で上乘せをする側面があるので、逆に罰則のところはそういった抑えめ、控えめというところで全体としての規制の相当性というものを総合的に説明しようとしている結果だと思います。また、いずれにしても地方自治法などでどこまで罰則を定められるかについては制約が入っているという理解ですのでその範囲で考えるということになります。

(議長) 委員Mどうぞ。

(委員 M) 委員 C の説明でよくわかった訳ですが、私がなぜそこを聞いたかという、罰則という格好になると、司法のほうが入ってくる可能性があるかなという部分ももしかしたら考えると。極論を言ってですよ。地方公共団体とかその関連のそういう組織との話し合いとか、そういうところもあるかどうかと。これをもう一回念を押したいと思うのですよ。

(議長) 委員 C。

(委員 C) 罰則が入れば当然これに基づいて警察が捜査をし、検察が起訴をするということになりますからそれを念頭に置くというのが一つと、やはり仮に少額の罰金であったとしても前科としてこれは残りますので、当事者にとっては非常に重要な問題です。ですので、逆に言うと罰則を科すことはこれまで議論してきた部分について、まさに今まで議論されてきたとおり内容として合理的であると。仮に有効性が争われたとしても、しっかり市としては有効で法律の範囲内で作っているということを説明できるようにしておくということとセットになるということだと思います。

(議長) 委員 B どうぞ。

(委員 B) 罰則の件については今日資料 2 を配られましたこれを見ると、表示をしてないのが 40%、要するに指導要綱等でも表示は義務付けられている、ガイドラインでも義務付けられているにもかかわらず、こういう実態があります。そうなると、条例化ということで進めていく以上は、何かしらやっぱり罰則を設けなければ実行が担保できないと思いますので、条例化をする以上はきちっとそれを守ってそれが実施されるようにするという意味で、罰則の中身についてはまた委員 C のご意見を伺うわけでありますが、罰則は当然科すべきである、入れるべきであると思います。

(議長) 他にございませんか。あと数分委員 C はいらっしゃいます。委員 D どうぞ。

(委員 D) 重ならないようにしますが、最近東京都で国の健康増進法、たばこですね。この法律ができて、東京都が、これは上乘せですか上積みですか横だしですか、飲食料店の、国は 40 数%カバーする。東京都があとから作った条例は 80 数%カバーすると。罰金 5 万円という一応金額を示していたと思います。こういうような形もございますので、これは罰金というのは税金を納めなさいという前提で作っていく訳ではございませんので、仔細な検討をした条例案文ができれば、それに基づいて十分な行政当局の運営指導体制を確立しながら実施を図っていくわけでございまして、1 件も罰金に関わるような事案が発生しないことを目標にするべきだし、それを可能にする体制をとっていく必要があると。そういうことを含めて委員 B のご意見には今のところ賛成できます。

(議長) 委員 C どうぞ。

(委員 C) あと、県もそうだと思いますけども、各市町村が工夫されているのは、いきなり罰則に行く前に、まずは正勧告という行政手続きを一回踏むと。勧告したのだけれど、それでも直さないというそういうプロセス、つまり刑事罰の適用を抑制的にすると。

最後の手段として位置づけるということも大事というか、この条例の合理性を説明

する上で適切な方法の一つではないかというふうに思っています。

(議 長) 委員Cの時間の都合もごさいます。本件についてはまだ途中ということによろしいですか。

(委員 A) 11まで終わったのですか。

(議 長) 11は今ので終わりということによろしいですか。それでは11項目目については全て終わったということでごさいますので、これで骨子案については議論が終わったことになります。

次回の議論の進め方についてですが、皆様のほうから何かご意見ごさいますか。

委員Aどうぞ。

(委員 A) 今まで色々な議論が出たので、次回についてはこの議論をもとに、まず条例を作るか作らないか、全てを決定していくということで、そして最終骨子案を固めたいと思いますがいかがでしょう。

(議 長) ただいま委員Aのほうから発言がごさいましたが、骨子案の内容を更に最終的な形に固めていくということですね。委員Bどうぞ。

(委員 B) 基本的には委員Aに賛成です。というのは最初も申し上げましたように、条例前提ではなく皆さんで議論していきましよう。それも住民の皆さん方から提案されたものについてよく理解をし、自分たちも研究・調査しようということで進めてきましたので。しかしながら、やっぱり市長に対する提言が我々の仕事でありますので、そろそろそれらをまとめる方向にあってほしいと思います。ということは、最初から一つひとつ決めるものは決めていく必要があると思いますので、ぜひそんな形で提言案のまとめに向けての回にしてほしいと思います。

(議 長) それでは、そのような方向に進めていきたいと思いますが、次回の資料については事務局のほうで用意できますか。議題についても先ほど出た話をまとめた形で策定しなければならぬですがよろしいですか。

(事務局) 議事録をもとに、それぞれの項目の発言をまとめさせてもらいまして、わかりやすいような形で作成できればというふうに考えていますので、また委員長にはご確認いただいた中でやりたいと思いますのでよろしくお願ひします。

(議 長) 委員E。

(委員 E) 次回はこの委員会に市長から付託されている条例化を含めた結論を話し合うべきだと私は思います。というのは、議員さんがいますけど議会との関係で次の議会は9月議会、そのあとになると12月になってしまうのですよね。という意味では、議会にかけるのかは確定しないにしても、8月中にぜひ開いていただいて、9月の議会の日程はまだ出ていませんけど、1回9月議会の前に一定の方向を。

次回で結論がスパッと条例化すべきだということが決まるかどうかわかりませんが、東京から来る委員さんは大変でしょうけども日程を急ぐということは前々から。私は6月議会に市長に質問したのですが市長からの答弁がなくてそのままになっちゃっています。急ぐべきじゃないかっていう市長の意見を聞きたいと質問したのですが、市長が答えずに部長が答えてくれたのでそれは詰めてないのです。ただ、

早く結論を出すっていうことは私たちの責任だと思いますから、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。

(議長) 今委員Eからの発言がございました。ただし、今事務局のほうからも議題についてはかなり資料を捲りながら議題の内容を作っていくべき方向になるかと思えます。そして議会の都合もあるということです。ということですので、今月はもう最終日ですから来月ということになりますと、どうでしょう。9月にかからないところで来月というどうしても最後の末日が浮かんでくるのですが、8月31日辺りということでもそこまで期間をもっていた方がいいかと思えます。

(委員B) 次回は、要はこの資料をもとに色々な議論をしている中で、相当なものが網羅されていると思えます。ですから、あえて今委員長さんのお話だと、執行部が次の会議の検討する資料をまとめるみたいなことを言ったのですが、そんな必要はないじゃないですか。これがあれば、これに基づいてまず条例化するかというような形で一步一步進めていけば、それである程度のものは確保できますし、それにもし不足があればそこでまた発言しながらまとめていって、それを今度は事務局でまとめるとかというような段階でないと、じゃあ今事務局がこの資料を作ることになるとまた時間が掛かってしまいますので、それでいいのではないかと私は思いますけど皆さんいかがでしょうか。

(議長) 委員Aどうぞ。

(委員A) 私が考えているのは、この提言案、骨子案がありまして今日も補足説明とかさせていただきました。お話した中でちょっとこれは例えば現存する住宅とかそういうふうに入れたほうがいいとか、そういう部分は議論を踏まえて少し直させていただいて、市民委員の皆さんとももう一回お話しして、それで赤を入れたものをお出しして、市のほうは今までたぶんお話をずっと聞いていらっしゃるので皆さん頭がいい方なのですぐパッとできるのではないかと思いますのですけれども、その論点を箇条書きにでもそれぞれのところでこういう意見ということをやれば、1週間もあればできちゃう話かなと私は思うのですけれど。ですから8月末といわなくても、お盆明けぐらいにやっただけであればと思いますけど。8月末になると議会の準備もあると思うので逆にお忙しいのではないのでしょうか。

(議長) 委員Cどうぞ。

(委員C) 8月は28と31は大丈夫なのですが。

(委員I) その前はどうか。

(委員C) ちょっと出張があるのですみません。

(議長) 委員Jどうぞ。

(委員J) 我々市民側からして今まで日程を言ったことがないのですが、私個人の都合からいけば8月の20日が非常に都合がよろしいと提案します。以上です。

(議長) ご提案ありがとうございます。委員Cのほうで今28と31ということでお話があったのですが、少しでも早いということであれば28かなと思いますけど、今まで場所取りのほうも大変ご苦労なさっているようですのでその辺が可能であるかと

いうところについて事務局どうですか。

(事務局) 一応28か31ということでまた調整させてもらってもよろしいですか。その頃いつも議員さんたちとのあれがあるのでそこを確認しないとちょっと言えないところがありますので。

(委員J) あれというのは何でしょうか。

(事務局) 議会です。

(議長) 条例化ということですので、法的関係も出てくるということで委員Cにご出席をいただいて、最終的なほうに固めていくということでもよろしいかと思っておりますので、28か31で決定させていただきたいと思っておりますが、どうか皆さんご了承いただきたいと思っております。委員O。

(委員O) 早く結論を出したいということなので今日は3時間やりましたけど、3時間で終わらないかもしれないと思っているから、日付跨いでもいいから終わりの時間を設けなくてやらないといけないような気がするのですけれど。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) それは無理ですよ。要するに人間は疲れもするし、やはりこれについてはきちっとした議論をして、重要な案件ですからまとめていかなければならない。焦る気持ちはわかりますけど、それはやっぱり皆さんの都合を聞きながらきちっと回を重ねてまとめるということですから、次回1回でこの結論が全て出るなんてことは私は考えておりませんし、もっともっと深く議論するところがあると思います。しかしながら、私も早くしなければ、現実に設置がどんどん進んでいる中で一日でも早くしないとこの効果も薄れてしまうということはよくよく理解しています。そういう中で、委員Oは若いからいいかもしれませんが、我々耐えられませんので3時間が限界です。

(議長) すみません、話の途中で申し訳ないですが委員Cが時間のようすでご退席します。よろしくお願ひします。申し訳ありませんけどお帰りになりますが、委員Cの都合がございます、28か31ということで先ほどの話に戻しますが、事務局のほうでまた図っていただくということでご了承いただきたいと思っております。

(委員A) どちらか決めないのですか。

(議長) 何か理由があるようですね。

(委員I) 議会事務局と調整するのでしょ。

(事務局) ちょっと確認をしないと。

(議長) お願いしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。それでは8月28か31ということで、事務局のほうからまたご返答いただきたいと思っております。

本日の議題については全て終了しましたので事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

(事務局) 委員長、議長としての議事進行どうもありがとうございました。それでは閉会の言葉を坂本副委員長お願ひいたします。

(副委員長) 長時間お疲れ様でした。それでは第8回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電

設備設置に関する検討委員会を終了します。

(事務局) ありがとうございました。

9 閉会

会議終了 午後4時52分